

令和 2 年 第 3 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 4 日

令和 2 年 9 月 1 0 日

令和 2 年 9 月 1 6 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (9 月 4 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	4
開会・開議宣言	5
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	6
町 長 諸 報 告	6
議 会 報 告	10
議案第 70 号	14
議案第 71 号	15
議案第 72 号	15
議案第 73 号	16
議案第 74 号	16
議案第 75 号	16
議案第 76 号	17
議案第 77 号	18
議案第 78 号	19
議案第 79 号	21
議案第 80 号	23
議案第 81 号	25
議案第 82 号	25
議案第 83 号	26
議案第 84 号	27
議案第 85 号	28
議案第 86 号	29
議案第 87 号	29
議案第 88 号	30
議案第 89 号	30
報告第 2 号	33
報告第 3 号	34
諮問第 1 号	34
諮問第 2 号	35
散 会	36

第 2 号 (9 月 10 日)

議 事 日 程	37
本日の会議に付した事件	37
出 席 議 員	37
欠 席 議 員	37
議会事務局職員出席者	37
説明のため出席した者	37
開 議 宣 言	39
14番 議員 今村 桂子	39
7番 議員 児玉 求	46
2番 議員 男澤 一夫	53
散 会	56

第 3 号 (9 月 16 日)

議 事 日 程	57
本日の会議に付した事件	58
出 席 議 員	59
欠 席 議 員	59
議会事務局職員出席者	59
説明のため出席した者	59
開 議 宣 言	60
議案第 70 号	60
議案第 71 号	63
議案第 72 号	64
議案第 73 号	64
議案第 74 号	65
議案第 75 号	66
議案第 76 号	69
議案第 77 号	70
議案第 78 号	71
議案第 79 号	73
議案第 80 号	74
議案第 81 号	76
議案第 82 号	77
議案第 83 号	78
議案第 84 号	79

議案第 85 号 80
議案第 86 号 81
議案第 89 号 82
発議第 1 号 83
委員会の閉会中の継続調査について 84
閉 会 84

議事日程(第1号)

令和2年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第70号 令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第71号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第72号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第73号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第74号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第75号 令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第76号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第77号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第78号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第79号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第80号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第81号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第82号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第83号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第84号 須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第85号 工事請負契約の変更について
- 日程第21 議案第86号 工事請負契約の変更について

- 日程第 2 2 議案第 8 7 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 議案第 8 8 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 議案第 8 9 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 5 報告第 2 号 令和元年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 6 報告第 3 号 令和元年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 2 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 7 0 号 令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 7 1 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 2 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第16 議案第81号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
 日程第17 議案第82号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
 日程第18 議案第83号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
 日程第19 議案第84号 須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
 日程第20 議案第85号 工事請負契約の変更について
 日程第21 議案第86号 工事請負契約の変更について
 日程第22 議案第87号 須恵町教育委員会委員の任命について
 日程第23 議案第88号 須恵町教育委員会委員の任命について
 日程第24 議案第89号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）
 日程第25 報告第2号 令和元年度須恵町健全化判断比率の報告について
 日程第26 報告第3号 令和元年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
 日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安河内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
会 計 管 理 者	合 屋 浩 二	子 ども 教 育 課 理 事	御 手 洗 文 生
地 域 振 興 課 長	甲 能 裕 和	上 下 水 道 課 長	稲 永 勝 章
健 康 増 進 課 長	今 泉 英 明	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
福 祉 課 長	吉 川 聡 士	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
税 務 課 長	横 山 剛	住 民 課 参 事	百 田 敦
総 務 課 参 事	舩 本 直 明	ま ち づ く り 課 参 事	船 井 弘 喜
子 ども 教 育 課 参 事	吉 本 孝 治	総 務 課 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。4月以降の議会におきましては、コロナ禍の関係で担当者のみでの執行部の出席でございましたけども、この9月定例から通常に戻しまして全員の執行部の参加、そしてまた傍聴者にも普通どおりに来てもらっております。

また、今週末になりますけども、議会中でございますけども、非常に大きな台風10号が接近しておりますということでございますが、会議期間中にも体調を整えてこの決算議会を皆さんに慎重審議していただきたいと思っております。

それでは、開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

ただいまから令和2年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。令和2年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月28日、午前10時より及び本日、午前9時より議会運営委員会を開催し、第3回定例会の運営について協議いたしました。

今回、提出された議案は20件、報告2件、諮問2件でございます。ほかに町長報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会2件、文教厚生委員会9件、予算審査特別委員会1件、決算審査特別委員会6件で、決算認定の議案第70号から75号まで、工事請負契約変更の議案85、86号、人事案件の第87、88号、諮問第1、2号は、それぞれ関連議案のため一括議題といたします。

また、人事案件の87、88、諮問第1、2号は、本日提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日9月4日から16日までの13日間。7日は、大型台風による影響を考え、予備日とし、8日、9日にそれぞれ午前10時から決算審査特別委員会。

10日、午前9時より一般質問終了後、全員協議会。

11日、午前9時から工事現場視察、終了後各委員会。

14日、午前10時から予算審査特別委員会、16日、午前10時から最終本会議。終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を、本日から9月16日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を、本日から9月16日までの13日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位全員参加の下開会ができますことを、まずもって御礼を申し上げます。

それでは、町長諸報告5件、御報告させていただきます。

令和元年度一般会計決算について

まず初めに、令和元年度一般会計決算についてでございます。

令和元年度一般会計決算につきましては、歳入総額9億8,761万9,746円に対し、歳出総額9億6,660万3,330円、歳入歳出差引額4億2,101万6,416円でございます。前年度決算額に対しまして、歳入は12.3%、歳出は12.8%の増となっております。

財政構造の弾力化を示します経常収支比率につきましては、90.9%と4.2ポイント増加し、町村の適正水準と言われる数値70%程度を超え、財政構造の硬直化は続いております。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の77%を占めております町税でございますが、30億9,617万円となっております。主に、人口の増加に伴う納税義務者の増加及び企業収入の増加などにより税収が伸びており、町税全体で2.5%の増となっております。

次に、歳出でございます。

まず、人件費ですが、12億4,335万円。985万円の増でございます。率にいたしまして0.8%の増でございます。

職員数につきましては、一般事務、保育士、再任用職員を含めまして前年度より5名増加しております。

次に、普通建設事業費でございますが、13億7,309万円。対前年度より159.9%増で

ございます。

令和元年度の主な事業としましては、補助事業では、保育所等整備事業費補助金及び小中学校5校の空調設備設置工事、毎年行っております道路改良事業などがございました。単独事業では、庁舎非常用電源設備整備及び防災行政無線整備などを行いました。

次に、繰出金でございます。

令和元年度の繰出金は、12億3,742万円で178万円、率にしまして0.1%の増でございます。

主なものといたしましては、町特別会計への繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約3億4,098万円、公共下水道事業特別会計へ約2億8,828万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として、2億5,206万円などを支出いたしました。

なお、財政調整基金、減債基金につきましては、寄附金、利子及び不動産売払い収入などで、1,004万円を積み立てております。

基金の取崩しにつきましては、5億円を繰入金として予算計上していましたが、最終的な財源不足による取崩しはございませんでした。

財政調整基金、減債基金を合わせましたところ、令和元年度末基金残高は、28億2,875万円となっております。

今後、小中学校をはじめ多くの公共施設の長寿命化や改修がある中で、新型コロナウイルスの対応などで今後の財源確保が懸念されるところでございますが、議員の皆様、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に合わせまして、財政健全化法に伴います財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見を付けまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては、前年度に引き続き正常の範囲内であったことを申し添えておきます。

令和元年度水道事業会計決算について

次に、令和元年度水道事業決算についてでございます。

令和元年度は、平年と比較すればやや少雨であったものの、水の安定的な供給が出来たと思われれます。

令和元年度収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億9,415万2,220円に対しまして、同費用は5億3,361万7,815円でした。

収入面では、主な収入であります給水収益が前年度と比較しまして僅かに減っており、戸建て住宅やアパート等の集合住宅の新築に伴う給水申込み加入金につきましても、宅地開発の減少に伴い大幅に減少してきております。

費用面では、主に受水費におきまして、春日那珂川地区水道企業団に対しまして、須恵町が受

水予定しておりました水の一部を融通したことなどにより減少したため、昨年度に比較しまして約800万円の減となっております。

その結果、当年度純利益は、6,053万4,405円の黒字決算となりました。

今後も、今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と、良質な水を安定的に供給できますよう努めて参りますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

町民の皆様におかれましては、日々新型コロナウイルスの感染防止に様々な御協力を頂いており、心から感謝申し上げます。

また、感染リスクがある中で医療従事者の皆様をはじめ、町民の皆様の生活を支えていただいている事業者の皆様に対し深く敬意を表します。

現在までの糟屋郡内の感染者の発生状況でございますが、9月1日現在で234人の感染者を確認しております。須恵町内では、集団発生している状況ではございませんが、町内でクラスターがいつ発生してもおかしくない状況となっておりますので、町民の皆様には、引き続きこまめな手洗いやうがい、咳エチケットの徹底や、人との適切な距離の確保など、政府が作成した「新しい生活様式」に基づいた行動に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染拡大により、御苦勞されている町民皆様への支援策として、1人につき10万円を給付する国の特別定額給付金事業につきましては、8月17日に受付が終了し、1万2,023世帯へ大きな問題もなく、速やかにお届けすることができました。

国の交付金を活用した須恵町独自の支援策であります町民全世帯を対象とした生活応援商品券事業につきましては、7月の下旬に各世帯へお送りし、お手元に届いた町民の皆様から大変喜んで御利用いただいていると伺っております。

小規模事業者応援給付金事業につきましては、8月末現在で447件の給付を行いました。新型コロナウイルスの影響により売上げが減少し、経営にお困りの個人事業主の方々へ迅速な応援ができたかと判断しております。

また、夏休み期間中の小学校の昼食を町で負担させていただいたことや、保育所の登園自粛要請に応じていただきました御家庭への保育料を日割計算とさせていただいたことなど、町民皆様に密着した支えが行えたものと考えております。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきましては、これから迎えます台風シーズンに備えて、役場職員の感染防止対策を行いながら、新型コロナウイルス感染防止を踏まえた災害時職員の配備体制及び避難所の運営方法の見直し、また備品、装備の充実を図っている状況でございます。

8月の臨時議会におきまして可決頂きました国の2次補正予算の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用して、医療機関や私立保育所などへの支援、また子育て世帯への支援など、計8件の支援策につきましては、9月1日より速やかに実施いたしております。感染リスクがある中で、町民皆様の生活を支えてくださっている事業者や、コロナ禍の中で子育てに苦勞されている世帯へ支援を行います。

また、町内の小規模事業者への支援として実施しております小規模事業者応援給付金につきましては、受付期間を来年の1月まで延長し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上げが著しく減少した事業者を引き続き応援いたします。

本議会におきまして、さらに須恵町独自の追加支援策につきまして提案しておりますので、御審議方よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス対策につきましては、まだ先が見えない状況でございますが、国、県の動向を見ながら、これからも住民目線の施策を行ってまいりたいと考えております。

須恵町ふるさと応援寄附金事業について

次に、須恵町ふるさと応援寄附金事業、ふるさと納税についてでございます。

令和元年6月1日に施行された地方税法の改正によって、ふるさと応援寄附金制度の運用方法が規制されて以降、事業内容および委託事業者の見直しを行い、運用規則の整備等の対応を行ってまいりました。

令和2年度より、ふるさと応援寄附金事業にさらに注力するため、ふるさと応援寄附金専任チームを組織するとともに委託業者を一新し、本事業に取り組んでいるところでございます。

その結果、8月16日時点で寄附実績額は3,404万1,000円と、既に昨年実績額2,348万5,000円を上回る寄附を頂いております。

さらに、他自治体の実績や市場調査を基に今後の寄附額の推移について分析したところ、今年度における寄附額は、当初目標としておりました1億円を大きく超えると予測いたしております。

つきましては、寄附状況に応じて返礼品提供事業者等へ支払いを滞りなく行うため、本9月議会において寄附額2億円を見込んだ補正予算を組んでおります。

また、今後さらなる寄附が見込まれる際には、定例議会に間に合わない場合につきましては、返礼品、その他の諸費用について専決処分とさせていただくことも考えております。

本町としましても、本事業を通じて昨今のコロナ禍における地域事業者皆様への支援並びに町の活性化のために尽力してまいりますので、議員各位皆様方の御協力と御理解を賜りますようお願い申し上げます。

空き家対策について

次に、空き家対策についてでございます。

平成26年11月に、国の法律で「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、その後、令和元年12月の本町の議会におきましても、須恵町空家等対策協議会の条例も制定され、早い時期に同協議会の開催を計画しておりました。

しかしながら、コロナ禍の影響により延び延びとなっておりますが、去る8月19日に第1回目の須恵町空家等対策協議会を開催いたしました。

今後は、この空家等対策協議会で問題解決や方策の協議を行い、早い解決を行っていききたいと考えております。

須恵町空き家の現状において、苦慮している案件の一つとして、西側地区に居住しておられない空き家の老朽化があります。また、旧炭鉱住居の長屋も数多く残っております。

その老朽化した家屋の所有者が見つければ良いのですが、既に死亡や、その相続人が行先不明である物件も数多く点在しており、調査を行っても連絡が取れない状況でございます。

このような家屋は、老朽化により解体が必要な物件も数多くあり、また隣家には今現在住まわれている家屋もあり、町への苦情・要望も寄せられてきております。

しかしながら、空き家対策の長屋に関して国の法整備がなく、問題も数多く残っております。今後は空家等対策協議会において協議を行い、顧問弁護士や、土地家屋調査士等に相談を行い、今住んでいる町民の方々の安全、生命と財産を守るため、解体またはそれに伴う方策を練りながら、須恵町の地域に合った条例を整備し、対応を議会共々に行っていききたいと考えております。

この空き家対策につきましては、法整備ということをなかなか解決できない。ただ須恵町に住んでいらっしゃる住民の方々の生命、財産を守るという観点から、訴訟を起こされて負けても、町民の方々に安全な生活を提供するために、この空屋等対策協議会において十分協議をして、議会の方々と同じコンセンサスの中で、同じベクトルの中で解決していききたいと鋭意努力して考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、提案のときに併せて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和2年8月5日に、古賀市役所会第1委員会室において、第2回定例会が開催されました。

日程第3、諸報告では、議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結果報告がありました。

日程第4、報告第2号平成31年度北筑昇華苑組合予算の繰越明許について、翌年度に繰り越す額、葬祭場施設整備費6,223万8,000円の報告がありました。

日程第5、第5号議案北筑昇華苑組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特殊な職務に勤務する職員の特殊勤務手当を改定するため、当該条例の一部を改正するに当たり、組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第6、第6号議案平成31年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額4億1,903万633円、歳出総額2億7,289万9,220円、歳入歳出差引額1億4,613万1,413円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告でございます。

去る8月19日、令和2年第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので、御参照ください。

まずは、組合長報告でございますが、酒水園、またクリーンパークわかすぎともに順調に稼働している旨の報告がありました。

続きまして、次期ごみ処理施設整備に向けての進捗状況につきましては、令和元年度に一般廃棄物処理施設整備基本構想等策定委員会を設置し、ごみ処理施設整備基本構想及び循環型社会形成推進地域計画が本年9月には、——今月ですね、完成の予定でございます。

また、地元3区による次期ごみ処理施設整備検討協議会において、RDF施設稼働延長終了に伴う跡地利用等について協議を重ねているところであるとの報告でした。

続きまして、議案です。

議案第5号の令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額15億6,562万7,567円、支出済額14億4,255万2,539円、歳入歳出差引残額1億2,307万5,028円となっております。

須恵町の分担金は、2億7,585万5,000円で、3町分担金総額の31.8%となっております。全員賛成で認定しております。

議案第6号の令和2年度一般会計補正予算（第1号）については、主なものが、歳入につきましては構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額で、須恵町分担金につきましては、3,359万円の減額となっております。

歳出につきましては、組合職員の給与改定に伴うもの及びフルタイム会計年度任用職員1名分の給与等、ごみ処理施設運営管理費の使用料及び賃借料の増額補正となっており、全員賛成で可決しております。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照ください。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。粕屋南部消防組合定例会報告について報告をいたします。

令和2年8月26日水曜日に行われました令和2年第3回8月粕屋南部消防組合議会定例会について報告いたします。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第11号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、現行条例の一部改正を行うため、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第12号令和元年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額21億1,717万8,582円、歳出総額21億276万9,247円、歳入歳出差引額1,440万9,335円、実質収支額1,440万9,335円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第13号令和元年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額5,722万5,974円、歳出総額3,547万9,991円、歳入歳出差引額2,174万5,983円、実質収支額2,174万5,983円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和2年8月28日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第5号令和2年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額9,166万3,000円に、歳入歳出それぞれ3,835万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,001万9,000円とするものです。

歳入につきまして、県補助金1,676万3,000円、町補助金196万3,000円、財産売払い収入394万2,000円、繰入金1,113万6,000円、繰越金455万2,000円をそれぞれ追加するものです。

歳出につきまして、林業費は森林経営計画に基づく森林施業で間伐料委託金の2,870万円と、道路橋梁費は同じく森林作業道開設工事費の965万6,000円を追加するものです。全員賛成で可決いたしました。

議案第6号、令和元年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収入に関する調査のとおり、歳入総額1億389万5,393円、歳出総額7,934万3,164円、歳入歳出差引額2,455万2,229円、実質収支額2,455万2,229円となっております。

歳入の主なものは、県補助金が1,231万5,960円、財産売払い収入が1,756万3,397円、繰越金5,076万7,287円となっております。

歳出の主なものは、総務管理費が3,081万8,492円、林業費が3,801万1,595円、道路橋梁費が956万1,900円となっており、全員賛成で認定いたしました。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） その他、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第70号から議案第75号、議案第85号及び議案第86号、議案第87号及び議案第88号、諮問第1号及び諮問第2号は、それぞれ関連議案でありますので一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第87号及び議案第88号並びに諮問第1号及び第2号は、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

日程第5. 議案第70号

日程第6. 議案第71号

日程第7. 議案第72号

日程第8. 議案第73号

日程第9. 議案第74号

日程第10. 議案第75号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第73号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第74号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第75号令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋会計管理者。

○会計管理者（出納課理事）（合屋 浩二） おはようございます。それでは、議案第70号から議案第74号までの須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月15日から7月30日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和元年度須恵町歳入歳出決算書により説明いたします。

最初に、議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済額の主な構成比を申し上げますと、1款町税は、歳入全体の32.3%、6款地方消費税交付金4.8%、9款地方交付税19.4%。

次の6ページ、7ページをお願いします。13款国庫支出金13.7%、14款県支出金13.7%、14款県支出金6.9%、18款繰越金4.2%、20款町債11.0%で、歳入合計

の表の収入済額合計の予算現額に対する収入率は100.4%、調定額に対する収入率は98.4%となっております。

次に、8ページ、9ページの歳出の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2款総務費は歳出全体の14.5%、3款民生費39.4%、4款衛生費8.6%、8款土木費6.4%。

次の10ページ、11ページに移りまして、9款消防費8.1%、10款教育費12.7%、12款公債費6.1%となっております。

歳出合計の表の支出済額合計の予算現額に対する執行率は96.0%ですが、予算現額から翌年度繰越額1億838万2,000円を除いた執行率は97.1%となっております。

翌年度へ繰り越す額の内容は、国庫補助プレミアム付商品券事業、災害用トイレトレーラー購入費及び小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業であります。

次の12ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額95億8,761万9,746円に対して、歳出総額91億6,660万3,330円で、歳入歳出差引額は4億2,101万6,416円、この形式収支から4、翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額1,199万7,000円を差し引いた実質収支額は4億901万9,416円。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、3,721万8,844円の黒字ですが、これになお黒字要素であります財政調整基金への積立額975万9,000円を加えました実質単年度収支は、4,697万7,844円の黒字となっております。

次に、議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

258ページ、259ページをお開きください。

一番下の歳入合計欄の収入済額合計の予算に対する収入率は101%、調定額に対する収入率は91.4%。

次の260ページ、261ページ、一番下の行の歳出合計欄の支出済額合計の予算に対する執行率は98.0%となっております。

次の262ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額30億9,336万9,248円に対して、歳出総額3億2,733万6,455円で、歳入歳出差引額は6,603万2,793円となり、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと、5,991万5,996円の黒字ですが、これに赤字要素であります退職被保険者等国民健康保険事業費納付金返還金433万5,834円を差し引いた実質単年度収支は、5,558万162円の黒字となっています。

次に、議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、292ページ、293ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.3%、調定額に対する収入率は98.7%。

次の294ページ、295ページ。支出済額合計の予算に対する執行率は95.3%となっています。

次に296ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億6,111万7,916円に対して、歳出総額3億4,311万5,544円で、歳入歳出差引額は1,800万2,372円、実質収支額も同額です。

次に、議案第73号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、310ページ、311ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.2%、調定に対する収入率99.1%、次の312ページ、313ページ、支出済額合計の予算現額に対する執行率は99.6%です。

次の314ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億952万4,658円に対して、歳出総額11億277万2,289円で、歳入歳出差引額は675万2,369円、実質収支額も同額です。

最後に、議案第74号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

334ページ、335ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は99.9%。

次の336ページ、337ページ。支出済額合計の予算に対する執行率は96.3%となっております。

次に338ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額9,606万4,910円に対して、歳出総額9,216万9,894円で、歳入歳出差引額は389万5,016円、実質収支額も同額です。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。議案第75号令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度須恵町水道事業会計決算書を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の議決を求めるものです。

別冊の令和元年度水道事業会計決算書で説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。

令和元年度須恵町水道事業決算報告書です。なお、以下、消費税込みの決算額を報告いたします。

1、収益的収入及び支出のうち、収入は第1款水道事業収益、2ページの2列目で、決算額

6億4,295万8,537円で、前年度比2.6%の減です。主なものは、給水申込加入金の減です。

次に、支出は第1款水道事業費用、2ページの3列目で、決算額5億5,629万5,115円、前年度比1.1%の減です。主なものは、受水費の減です。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出のうち、収入は第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額3,507万5,770円、前年度比14.7%の減です。これは、下水道管布設に伴う公共下水道事業から水道管移設補償費の減によるものです。

次に、支出は第1款資本的収支、4ページの2列目で、決算額1億6,494万5,484円、前年度比28.2%の減です。これは、主に下水道工事に伴う工事請負費の減でございます。

3ページの下段です。資本的収入額が資本的収支額に不足する額1億2,986万9,710円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填いたしました。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第70号から議案第75号については、議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第75号は決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

日程第11. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。福岡県子ども医療費支給制度が令和3年4月1日から改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。3ページをお開きください。

第2条第1項中の障害者の「害」を漢字で表していたものを、平仮名の「がい」で改正するものです。

次の4ページになります。第4条第1項の表中、生徒の入院以外の場合、改正前は全額負担としており、助成はありませんでしたが、改正後では自己負担額1,600円を超える部分を新たに対象とするものです。

2ページに戻っていただきまして、附則です。第1項で、この条例は令和3年4月1日から施行し、同日以降における医療に係る子ども医療費から適用する。

ただし、事項の規定は公布の日から施行するとし、第2項で、町長は前項の規定に関わらず、施行日前においても改正後の須恵町子ども医療費の支給に関する条例の乳幼児、児童、生徒に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して子ども医療証を交付することができるとしております。

以上です。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第76号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号を文教厚生委員会に付託します。

日程第12. 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第77号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページでございます。議案第77号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。福岡県重度障害者医療費支給制度が、令和3年4月1日から改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、全文中の障害の「害」の漢字を平仮名に改正するものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。3ページです。

題名及び第1条目的から第13条障害者施設等に入所した場合の特例までの本則中、漢字表記の「害」を平仮名の「がい」へ改正するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、第1条で、この条例は令和3年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。ただし、事項の規定は公布の日から施行するとし、第2項で、町長は前項の規定に関わらず、施行日前においても改正後の須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障害者医療証を交付することができるとしております。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第77号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13. 議案第78号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課理事。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日

から施行されたことに伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

次の2ページから11ページまでが改め文となっております。

新旧対照表で説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、子どものための教育、保育給付の対象施設であります認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業が無償化の対象となりました。

無償化にかかる給付等についても規定されたものによるもの及び食事の提供が変わりますので、その改正となっております。また、本条例中条項ずれ等の整備、表記の追加、誤字、脱字の整理を行っております。改正のそのうち条例自体に直接影響のない改正はまた出てきますが、説明は省略させていただきます。

では、12ページ第2条です。

第2条は、定義について説明しております。

幼児教育・保育無償化により新たに持ち入れられる定義を加える改正で、第1号から第24号までを、第1号から第29号までとします。満3歳以上教育、保育、給付認定子ども、満3歳未満、保育認定子ども等の利用者負担についての範囲を定義する内容を追加いたします。また、第2条中に出てきます支給認定、支給認定保護者などの要望、教育・保育給付認定保護者などに整理いたします。

これは、この条例中で随所に出てきますが、無償化にかかる給付等の規定に伴い、新たに規定されることとなりました子育てのための施設等の利用給付、保育の必要性の認定を受けながら認可保育施設以外に預ける場合をいいますが、それに係る両方とも区別をするための整理となります。

次に、17ページをお願いします。

第13条です。次のページになりますが、第4項で食事の提供についての規定を追加しております。この規定は、幼稚園や認定こども園、保育所等を利用する子どもの保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用についての規定で、副食の提供に要する費用を保護者から支払いを受けることができることとしています。

次に、28ページをお願いいたします。

第42条になります。次のページをお願いいたします。

2項、3項を追加する改正となります。この改正は、代替保育の提供及び特定地域型保育の卒園後における受け入れについて連携施設の確保が著しく困難な場合などは、小規模保育事業者などの国の基準に定める事業者を、連携協力を行う施設として確保することであり、連携施設の確

保に変えることができるとした緩和措置が講じられることとなったための改正でございます。

37ページをお願いいたします。

附則の第3条の削除は、1号認定子どもに係る施設型給付の額が、当分の間の措置として子ども・子育て支援法の規定により、読替え規定となっておりますが、幼児教育・保育の無償化により、1号認定子どもに係る利用者負担額は一律ゼロとなることに伴い、利用者負担額を支払うべき保護者の範囲から1号認定子どもに係る保護者が除かれることにより、この規定が不要となるため削除となります。

以上、改正の主要な点のみ説明がございましたが、詳細につきましては委員会で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） このページ数は38ページまであるんですか。長文で分かりにくいので、分かりやすい箇条書きにするなり、短文にした説明書を委員会で出していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに。今のはもう、委員会で資料提出書をはっきり箇条書きにしてくれていいことですね。

○議員（7番 児玉 求） はい、そういうことです。

○議長（松山 力弥） はい、分かりました。これにて質疑を終結します。よって、議案第78号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

日程第14．議案第79号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第79号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課理事。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第79号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

次のページ、2ページから4ページまでが改め文となります。新旧対照表で説明をいたします。

今回の主な改正は、基準を緩和する改正で、家庭的保育事業者の連携施設の確保の緩和等についての改正となっています。

本条例中、条項ずれ等の整理、表記の追加、誤字・脱字の整理を行っています。改正箇所のうち条例事態に直接影響のない改正が出てきますが、説明は省略させていただきます。

それでは、新旧対照表の6ページから7ページにかけてになりますが、お願いします。

第6条です。家庭的保育事業者は連携施設を確保して、利用乳幼児を受け入れ、教育、保育を提供しなければならいと規定しておりますが、町が必要な措置を講じている場合及び連携施設の確保が困難な場合に確保することを不要とする内容で、第6条に2項を加える改正となります。

次に、11ページをお願いいたします。

小規模保育事業者の基準についての改正になります。

第28条では、施設の設備基準を示しております。次のページをお願いいたします。

建築基準法施行令の改正により施設及び設備の表中が改められます。

次のページ。4階以上の階のこれの避難用階段が建築基準法施行令の基準を満たす内容に変更される改正となります。

第29条になります。次のページをお願いいたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の改正で、保育士と見なす職種に准看護師が加えられたための改正となります。

最後に、15ページをお願いいたします。

第43条から事業所内保育事業の改正になります。

次のページの表になりますが、小規模保育事業と同様の改正で、次のページの表中の建築基準法施行令の基準改正による改正と、18ページ、第44条で、保育士の職種の追加で准看護師を追加する改正。そして、連携施設を確保しないことができる規定が第45条で追加された内容となります。これにつきましても、詳細は委員会のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） この79号についても20ページあたりまして、分かりやすいように説明書を提出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 委員会でその分を説明したらいいんですね。

○議員（7番 児玉 求） はい、そうです。説明書を付けてください。

〔（児玉さん、委員長を通じてやったほうがいいんじゃないですか。）の声あり〕

○議長（松山 力弥） これまでたくさんあるんですけども、たくさん書類になるわけですので、この説明であなたのほうで理解していただけないでしょうか。これを読んでもらって、あなたがそれで理解していただけないでしょうか。執行部のほうも、あなたの分かりやすい箇条書きは大変なんで、仕事なんで。

○議員（7番 児玉 求） この条例はやっぱり町民に対して分かりやすく説明するっていうのが基本でありますので、分かりやすい形でちょっと2議案とも出していただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 町民に分かりやすく、議会で審議するんで、その分を分かりやすくあなたのほうが説明を、これ議会に出してもらっただけですか。

○議員（7番 児玉 求） もちろん議会で審議するわけですけど、基本は分かりやすく町民に伝えると、そういう趣旨のもとに説明書を付けてほしいということでございます。

○議長（松山 力弥） 理事、どんなふうですか。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 委員会のほうで詳しくは説明をさせていただきます。改正につきましては、基準についての改正でございますので、元々そちらのほうに基準のほうにあるものの改正でございますので、そこは御理解をいただければと思います。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、この件については委員会で再度聞いてください。そのときに必要であるならば、委員会で作ってもらうようしてください。よかですか。

○議員（7番 児玉 求） はい。分かりました。

○議長（松山 力弥） ほかに質疑はありませんか。これにて質疑を終結します。よって、議案第79号を文教厚生委員会に付託したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第80号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第80号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課理事。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 議案書の1ページをお願いします。

議案第80号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。2ページが改め文となります。

新旧対照表で説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

今回の主な改正は、放課後児童支援員の研修事項の猶予時間を延長することができるように改めるための改正となります。今回の改正に伴い、条文中の文言整理、表記の追加等の整理を行っております。条例には直接影響のない改正をしておりますが、その説明は省略させていただきます。

第10条で、放課後児童支援員の資格について規定しております。第3項の追加で、指定都市及び中核市の町も認定資格研修が実施できるようになり、講習の機会の拡大を図ることを目的とした改正となります。また、第5号で厚生労働省令の改正により、専門職大学の創設に伴った専門職大学の全期課程を修了した者を支援員とすることができるように改正されております。

4ページをお願いします。

附則第3条では、支援員の資格についての緩和措置として、平成32年3月31日まで研修終了予定者について猶予してきましたが、支援員確保の困難さから、さらに3年延長することができるようになったため、令和5年3月31日までに改めます。

戻っていただきまして2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第3条第1項の規定は令和は2年3月31日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第80号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第81号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課理事。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 議案書の1ページです。

議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、保育の実施基準を定めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。2ページが改め文となっております。

新旧対照表3ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、保育の実施基準と保育料の規定を削除する改正となります。本条例は、保育の実施に関し必要事項を定める条例となっておりますので、第2条に実施基準を追加いたします。

また、町立保育所の保育料は公の施設の使用料として町が徴収し、私立認可保育所につきましては、子ども・子育て支援法を直接の根拠として徴収することができます。そのため、この条例に保育料の徴収根拠が必要ないことから、第4条から第7条までを削除いたします。

4ページをお願いいたします。

第5条では、引用先の修正を行っております。

戻っていただきまして2ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第81号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号を文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第82号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第82号須恵町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課理事。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第82号須恵町保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町保育所における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。2ページが改め文となっております。新旧対照表3ページをお願いいたします。

今回の改正は、町立保育所における保育料及び延長保育料を定める内容となります。第4条で、保育料の規定を追加いたしております。町立保育所の保育料は公の施設の使用料として町が徴収しております。そのため、この条例で保育料を定める必要がありますので追加をいたします。

議案第81号で保育料について削除した内容を本条例で規定しています。また、延長保育料につきましても、子ども・子育て支援法の改正であります幼児教育・保育無償化の対象となっておりますので、条例で規定する必要が生じたので、第5条で延長保育料の規定を追加します。

戻っていただきまして2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町保育所条例の規定は、令和元年10月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第82号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号を文教厚生委員会に付託します。

日程第18. 議案第83号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第83号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課理事。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第83号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町立認定こども園における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。2ページが改め文となります。

新旧対照表3ページをお願いします。

今回の改正につきましては、町立認定こども園における保育料及び延長保育料の規定を定める改正となります。

現条例では、保育料の納付について規定しておりますが、保育料の納付は内閣総理大臣が定める基準による算定した額を納付することとなっております。その基準に従い、規則で保育料を定めていますので、規則を参照する内容に改めます。また、延長保育料につきましては幼児教育・保育無償化の対象ではないため、保育必要料の認定区分によって条例で定めます。

戻っていただきまして2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町立認定こども園条例の規定は、令和元年10月1日から適用するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第83号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号を文教厚生委員会に付託します。

日程第19. 議案第84号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第84号須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課理事。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第84号須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町立幼稚園における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。2ページが改め文となります。

新旧対照表3ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、幼児教育・保育の無償化による保育料及び延長保育料についての改正となります。

第2条の定義では、子ども・子育て支援法における要綱の整理に伴う形式的な改正で、支給認定子どもを教育、保育、給付認定子どもに改めます。

第3条の保育料は、保育料の納付は内閣総理大臣が定める基準による算定した額を納付することとしていますが、その基準に従い、規則で保育料を定めていますので、規則を参照する場合にはように改めます。第2項で保育料の額を算定についても規定いたします。

第4条で、延長保育料を規定します。延長保育料は、幼児教育・保育無償化の対象じゃないために条例で定めます。

第5条から次のページの第8条までは、保育料の納入に関する規定となっておりますが、幼児教育・保育無償化により、幼稚園につきましては保育料が一律ゼロとなるため削除いたします。

戻っていただきまして2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、令和元年10月1日から施行するとしています。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第84号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号を文教厚生委員会に付託します。

日程第20. 議案第85号

日程第21. 議案第86号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第85号及び日程第21、議案第86号工事請負契約の変更について、以上2議案を一括議案とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課理事。

○子ども教育課理事（御手洗文生） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第85号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第一小学校トイレ整備工事。変更場所は条例の条件の工期になります。変更前契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までを、変更後、契約の効力が生じた日から令和2年10月30日までに30日間延長するものです。工期延長につきましては、配管など北校舎のトイレ改修分で、北校舎は他の校舎と異なり、各階に1か所ずつのトイレ設置しかありません。1階から3階を同時改修すると児童がトイレを利用できくなり、別校舎のトイレを利用するしか

なく、大変不便となるため各階ごとの工事としております。そのため、工事期間内の終了が困難となり、工期を延長するものでございます。契約方法、請負金、契約者、契約保証の方法に変更はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

次に、議案第86号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の締結について須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵中学校トイレ整備工事。変更箇所につきましては、請負金で変更前9,124万5,000円、変更後9,258万2,600円に変更するものです。

これは、町立図書館側の校舎トイレ改修中に天井を撤去したところコンクリート内の鉄筋がむき出しになっており、露出した鉄筋のさびが著しく、コンクリート片の落下の危険性があるため、左官工事を増工いたしました。そのため、差額133万7,600円を追加するものでございます。契約方法、請負者、契約保証の方法、条件に変更はありません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、以上2議案を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号及び議案第86号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第22. 議案第87号

日程第23. 議案第88号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第87号及び日程第23、議案第88号須恵町教育委員会委員の任命について、以上2議案を一括議第とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第87号須恵町教育委員会委員の任命についてでございます。

須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、植木1647番地の1、秦道隆氏、生年月日、昭和30年3月31日。

任期につきましては令和2年10月1日から令和6年9月30日まででございます。

提案理由の説明といたしましては、須恵町教育委員会委員秦道隆氏が令和2年9月30日をも

って任期満了のため、その後任として再任を求めるものでございます。

次に、議案第88号須恵町教育委員会委員の任命についてでございます。

須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、新原376番地の9、本山和恵、生年月日、昭和41年8月1日。

任期につきましては、令和2年10月1日から令和6年9月30日までで、提案理由の説明といたしましては、須恵町教育委員会委員本山和恵氏が令和2年9月30日をもって任期満了のため、再任を求めるものでございます。

経歴については、両方とも別紙添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第87号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第87号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第88号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第88号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24．議案第89号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第89号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第89号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提示するので本議会の議決を求める

ものでございます。内容につきましては、令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,109万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億7,504万2,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条で債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。主なものを申し上げます。

14款2項国庫補助金1億332万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,689万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金188万1,000円、学校保健特別対策事業費補助金450万円の増額補正。

15款2項県補助金182万7,000円の増額は、主に学校学習指導等配置事業県補助金180万円の増額補正です。

16款2項の財産受払い収入は、不動産売払い収入2件分59万1,000円の増額補正。

17款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金1億円の増額補正を現時点での決算見込額より行っております。

19款1項繰越金は、収支調整のため、1億5,911万1,000円を増額補正。

20款3項雑入554万4,000円の増額は、社会福祉協議会交付金の前年度交付金返納金469万8,000円、須恵町シルバー人材センター補助金返納金84万6,000円を増額補正したものです。

続いて3ページ、歳出です。

2款1項総務管理費2億3,354万9,000円の増額補正の主なものは、新型コロナウイルス対策室設置などによる職員人件費2,141万1,000円、ふるさと応援寄附金事業に6,492万9,000円、基金管理事務でふるさと応援基金積立金1億円、コミュニティバスルート見直しのためのコミュニティバス新ルート案策定業務委託料119万4,000円、新型コロナウイルス関連の須恵町の独自の支援策でございますが、生活支援事業として就学援助世帯、生活応援米配送業務委託料258万3,000円、事業継続支援事業として家賃支援給付金申請サポート業務委託料100万円、正社員雇用促進給付金1,500万円、広域環境支援事業として園、学校活動補助金2,500万円を増額補正しています。

2項町税費232万1,000円の増額は、個人住民税システム改修業務委託料220万円、

中央管理システム改修業務委託料 1 1 2 万 1, 0 0 0 円の増額です。3 項戸籍住民票台帳費 2 5 2 万 5, 0 0 0 円の増額は、戸籍附票システム改修業務委託料 2 5 2 万 5, 0 0 0 円の増額です。

3 款 1 項社会福祉費 5 1 9 万 4, 0 0 0 円の増額は、地域活性化センター照明改修工事請負費 4 6 0 万円、重度障害者医療支援システム改修業務委託料 3 7 万 2, 0 0 0 円の増額が主なものです。

4 款 1 項保健衛生費 4 5 万円の増額は、空き家等対策事業、所有者移転登記等業務委託料です。

6 款 1 項農業費、補正額の増減はございませんが、宮の上池測量調査設計業務委託料 3 5 0 万円の減額、須恵旅石地区かんがい用水施設調査設計業務委託料 3 5 0 万円の増額です。

8 款 2 項道路橋梁費 3, 7 5 0 万円の増額は、町道補修及びその他整備工事請負費 8 0 0 万円の増額補正、上須恵・平原舗装補修工事請負費、ほか 3 本の道路改良工事請負費の計 2, 9 5 0 万円の増額補正。

8 款 4 項都市計画費 1, 1 6 9 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、主に取得用地内既存建物解体工事請負費 1, 1 5 0 万円の増額、災害避難者用備蓄倉庫購入費 7 2 0 万円の増額、中部防災センター（仮称）建設費に伴う地質調査業務委託料 6 2 0 万円の増額補正です。

1 0 款 1 項教育総務費 5, 2 5 2 万円の増額は、遠隔授業対応大型提示装置購入費 2, 1 6 0 万円、小中学校情報通信ネットワーク環境整備追加工事請負費 2, 0 0 0 万円を増額補正しております。

5 項社会教育費 1, 6 0 1 万 4, 0 0 0 円の増額は、佐谷地区 6 行政区の類似公民館施設整備補助金 2 8 3 万 4, 0 0 0 円を増額補正、文化会館施設維持管理事業で修繕料、文化会館舞台照明改修工事発注業務委託料、給水ポンプユニット改修工事請負費などで 9 8 8 万円の増額、久我記念館カルチャーセンターのエアコン購入費を増額補正しております。

4 ページをお願いします。

第 2 表債務負担行為補正の追加です。

コミュニティバス新ルート案策定業務委託、期間は令和 2 年度から令和 3 年度まで、限度額を 2 4 0 万円とするものです。バス停・ダイヤ・ルートの見直しや須恵町地域交通計画の作成などを行うものです。コミュニティバス購入費、期間は令和 2 年度から令和 3 年度まで。限度額 2, 2 7 0 万円、小型コミュニティバス購入費、期間は令和 2 年度から令和 3 年度までに。限度額 9 6 0 万円です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 8 9 号を議長を除く 1 3 人で構成する予

算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 89 号予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

日程第 25. 報告第 2 号

○議長（松山 力弥） 日程第 25 号、報告第 2 号令和元年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第 2 号令和元年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告いたします。

この法律は各自治体が財政の健全化に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生に図ることを目的にしております。

次に、2 ページをお願いいたします。

実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費率とは、一般会計が負担する元金償還金等の標準財政規模に対する比率で 3 年間の平均です。今年は 7.3%、前年度は 7.5% でしたので、0.2 ポイント下がりました。これは第三小学校用地取得費の他、起債償還終了により元金の償還が終了したためです。この比率の早期健全化基準は 25% ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次の、将来負担比率は公営企業出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な起債の標準財政規模に対する比率です。61.0%、こちらのほうは前年度が 50.9% でしたので、10.1 ポイント上昇いたしました。これは防災行政無線整備事業債に、庁舎非常用電源設備等改修事業債に、小中学校空調設備事業債などの発行により地方債現在高が増加したことと、下水道事業債の発行により一般会計から特別会計の繰出金のうち、公営企業債の償還に充てた額が増加したことによるものです。この比率の早期健全化基準は 350% でございますので、これも須

恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の記述について適正である旨の御意見をいただいております。

以上、報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

ここでお諮りします。

昼食の時間になっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。

日程第26．報告第3号

○議長（松山 力弥） 日程第26、報告第3号令和元年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 報告第3号令和元年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について。

令和元年度須恵町公営企業の資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告するものです。

次のページをお願いします。

令和元年度公営企業資金不足比率です。特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計の資金不足比率には該当しないことを御報告いたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第27．諮問第1号

日程第28．諮問第2号

○議長（松山 力弥） 日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号人権擁護委員の推薦について、以上、諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会に意見を求めるものでございます。

住所、旅石72番地、氏名、丸山信幸氏、生年月日、昭和24年7月7日、任期につきましては令和3年1月1日から令和5年12月31日。

令和2年9月4日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由は、人権擁護委員丸山信幸氏が令和2年12月31日をもって任期満了のため、その後任を推薦するために御本人を再任の諮問をするものでございます。経歴については次のページに付けております。

諮問第2号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、旅石879番地3、氏名、米倉清美、生年月日、昭和40年4月14日、任期令和3年1月1日から令和5年12月31日。

令和2年9月4日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由は人権擁護委員、米倉清美氏が令和2年12月31日をもって任期満了のため、その後任として本人を再任で諮問するものでございます。経歴につきましては、次のページに付けてございます。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

諮問第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。次の本会議は9月10日午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

午後0時08分散会

令和2年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和2年9月10日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和2年9月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章

健康増進課長	今 泉 英 明	住 民 課 長	合 屋 真由美
福 祉 課 長	吉 川 聡 士	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	平 山 幸 治	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
税 務 課 長	横 山 剛	住 民 課 参 事	百 田 敦
総 務 課 参 事	舛 本 直 明	まちづくり課参事	船 井 弘 喜
子ども教育課参事	吉 本 孝 治	総務課課長補佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は一般質問になっておりますけども、前回6月議会におきましては、コロナ禍のために一般質問を中止させていただきました。しかし、今回から平常に戻すということで、今日はまた傍聴者の方が、共生のまちづくりの方がたくさんおられます。共生のまちづくりにつきましては、1年前の議会広報にもありましたように、対談で紹介しております。そういうことでございます。

今日は一般質問の方はちょっと少のうございますけども、どうか最後までよろしく願います。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を認めます。

14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。台風9号、10号と続きまして、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、職員の方々におかれましては、避難所の運営等大変御苦労をおかけいたしました。本当にお疲れさまでございました。14番、今村桂子でございます。通告に従い、マイナンバーカード普及と活用について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、誰もが新しい生活習慣、考え方、行動、新型コロナウイルスへの感染防止に努めております。コロナ禍では、日本のデジタル化の出遅れが浮き彫りになりました。感染を防ぐ観点から、企業活動がリモートになったり、病院の診療、大学の授業など、オンラインが取り入れられ、キャッシュレス決済も広がってまいりました。人と接触しないで済むように、新たな日常の取組が進んでいます。そんな中、行政もリアルな対面とオンラインの組み合わせを模索している段階だと思います。

今回質問しますマイナンバーカードの取組も、これまでは身分証明書になる、各種証明書をコンビニで取得できるぐらいの取組でしたが、来年の3月からは、健康保険証として使用できるようになります。

また、子育てワンストップサービスでは、役場に出向くことなくオンライン申請が可能だったり、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済サービスなど、活用したいサービスが増えています。

健康保険証として活用されることにより、特定健診情報や薬剤情報をマイナポータルで確認できるので、お薬手帳を持ち歩かなくても医師の診断中に服用中の薬の情報などが確認可能になり

ますし、確定申告の医療費控除が自動入力されるようになるメリットが多いです。

マイナポータルは、情報提供等広く表示、自己情報表示、行政などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できたり、サービスの検索や子育て・介護などの行政手続きがワンストップでき、役場に行かなくても、いつでもオンライン申請ができるなど、とても便利です。プッシュ型のお知らせ通知では、紙で管理するのではなく、いつでも便利に携帯やパソコンで確認できますし、子どもの予防接種の確認もできます。

そこで、現在のマイナンバーカードの発行枚数、普及率、電子申請の対応状況についてお聞きします。

9月からマイナンバーカードを使ってマイナポイントに申込みをすれば、1人25%、上限5,000ポイントがもらえるサービスが始まっています。マイナポイントは、マイナンバーカードを普及するのに有効だと思いますが、コロナによる特別交付金の給付や、テレビなどで宣伝されているマイナポイントの付与によるお得感の影響による発行枚数の増加はどうなっていますか。

須恵町でのマイナポイントの宣伝やマイナンバーカードを健康保険証として使用できること、マイナポータルを便利に使うことの周知はどのように行っていますか。

また、現在、書面で提出している子育てに関わる認定通知書、児童手当の現況届や支払い通知のお知らせなどをプッシュ通信し、オンライン申請で回答してもらうサービスの追加など、もっと便利になるようなマイナポータルの今後の活用についてお答えください。

最近では、コロナによりキャッシュレス化も進んでいます。公金決済サービスでは、ネットバンキング、ペイジーやクレジットカードでの公金決済ができるようになっていますが、須恵町においては、税金のネットバンキング、クレジットカード払いの検討は行われていますか。

国は、マイナンバーカードを運転免許証と一体化することも検討しており、9月より始まっているマイナポイントと併せて、国民のカード取得を促したい考えです。いろいろと便利なサービス機能があるマイナンバーカードですが、普及が進まなければ町民の皆様のお役に立てません。まずは、マイナンバーカードの普及率をアップする必要があります。

今後の町民へのマイナンバーカード普及促進について、マイナポータルの今後の活用についてのお考えをお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。それでは、通告書の質問事項に沿って回答いたします。

まず、1つ目です。現在のマイナンバーカードの発行枚数、普及率、電子申請の対応状況との御質問でございます。

8月23日時点の数字でございます。マイナンバーカードの発行枚数は5,870枚で、交付率20.4%、実際にカードの申請済みの方は7,001名で、申請率24.4%となっております。

電子申請の対応状況につきましては、5番目の質問と併せて回答させていただきます。

次に、コロナやマイナポイントの影響による発行枚数の増加はどのようになっていますかという御質問でございます。

今年の2月頃から、新型コロナウイルス感染が拡大し始め、窓口来庁者が減少するのではと思っておりましたが、年度末、年度始めの住民異動が多い繁忙期に合わせまして、特別定額給付金のオンライン申請やマイナポイント事業の広報等により、申請者数及び交付数は急増しております。

昨年までは、一月100件ほどの申請数から、3.5倍の350件以上の申請を受け付けております。

また、マイナンバーカード関連で、カードの交付、電子証明書の更新、マイキーIDの設定など合わせまして、一月700件近くのお手続きを受け付けております。

次に、3番目の御質問です。今後のマイナンバーカードの普及活動についてという御質問です。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、今年度におきましては、各イベントの中止などで出張申請受付ができておりませんが、広報紙等を通じて、さらにマイナンバーカードの利便性を周知してまいります。

また、転入で須恵町に来られた方に対して、マイナンバーカードをお持ちでない方には、住民異動のお手続きに合わせてカードの申請をしていただくよう推進しております。

次に、4番目の御質問です。

須恵町でマイナポイントの宣伝やマイナンバーカードの健康保険証として使用できること、マイナポータルを便利に使うことの周知はどのように行っていますかとの御質問です。

現在、マイナンバーカード交付時に、カードの説明と併せまして、来年3月から健康保険証として利用できることやマイナポイントの説明を詳しく行っております。また、健康保険証利用については、今年7月に国民健康保険の保険証更新時に、国が作成しておりますリーフレットを同封し、町民の皆様には周知しております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 質問の5番目でございます。

まず、1番目に、質問の電子申請の対応状況でございますが、現在、児童手当の現況届を含む11の手続につきまして、平成29年7月からマイナポータルを利用してオンライン申請ができ

るようになっておりますが、現在のところ、利用者はおりません。

5番目の質問の、もっと便利になるようなマイナポータルの今後の活用についてということでございますが、申請や届などがもっと便利になるためには、住民の方が役場に出向くことなく、これらの手続がパソコンやスマートフォン、タブレットで全て完結できる仕組みが必要だと考えますが、これらの手続を完全にオンライン化するには様々な課題をクリアする必要があります。

一方で、令和元年12月に施行された、いわゆるデジタル手続法では、国の行政手続におけるオンライン化を原則として進めていくというものであり、この法律の中で地方公共団体は努力義務を課せられています。

今後、行政手続におけるオンライン申請の流れは加速していくものと思われまますので、近隣市町と情報を共有し、動向を確認しながら、住民皆様のニーズに応じたオンライン申請を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、横山税務課長。

○税務課長（横山 剛） おはようございます。6番目の質問の税金のネットバンク、クレジット払いの検討についてお答えさせていただきます。

現在、マイナポータルを利用しての税金の納付は行っておりません。納付の方法としましては、金融機関や役場での窓口納付、口座引落とし、コンビニエンスストアでの納付、スマートフォンアプリのモバイルレジを利用したインターネットバンキング納付などがあります。

また、9月1日から、P a y P a y（ペイペイ）、L I N E P a y（ラインペイ）によるキャッシュレス決済での納付を開始しました。

クレジットカード払いにつきましては、数年前から検討しておりましたが、利用者に決済手数料がかかるなどの理由により、今のところ導入はしておりません。

今後も納税者の利便性の向上を図るため、他の納付方法の導入につきましても、引き続き検討を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 国の制度はあっても役場がマイナポータルを使用しないと、政府が打ち出しているいろいろなサービスを受けることはできません。

先ほど、様々なお答えがございました。プッシュ型のお知らせ通知を使用することにより、町民の方だけではなく、役場側としてもいろいろな機能として便利になると思っております。行政としては、窓口で受け付ける作業負担を減らせますし、オンライン申請による書面の様式から手入力をするという作業も省けると思います。

また、プッシュ型お知らせで書類作成や郵送のコストも削減が期待されるところでございます。マイナポータルは、利用者目線のシステムをつくらうとする試みだとは思いますが、町民にメリットを理解してもらい、活用してもらいことが重要です。

そこで、先ほど言われていました電子申請の対応状況ですが、子ども教育課のほうで現況届とかいろいろなものを電子申請できるようにしているけれども、一件もそういう申請がありませんということのお答えを頂きましたが、この辺の周知ができていないのではなかろうかと思っております。

今の若い方は、皆さん携帯電話をほとんどの方が持ってありますし、いろんな申請とかも得意な分野であろうと思っております。わざわざ、児童手当にしても役場側から書類が送ってきて、それに丸をつけたり、変わってないから、ただ丸をつけるだけで、また、それを返して、またそこで、児童手当が入ったら、児童手当が入りましたよというお知らせが郵便で来てというような、何度もそういう往復を繰り返しておりますが、こういうのを周知することによって、プッシュでそれができるという利便性もあると思います。まずは、そういうことの周知が必要ではなかろうかと思っております。

それから、先ほどの税金の口座がP a y P a yなどのキャッシュレス決済も始めたということでしたが、これらの周知もされていないんじゃないか、皆さんちょっとよく分かってないんじゃないかなと思うので、その辺の今後の周知についてお知らせを教えてくださいと思います。

また、マイナンバーカードの作り方が分からないとか、パソコンが苦手がよく分からない。また、作るための写真を撮ったり、手間がかかって面倒くさいなという理由で作るのを躊躇されている方も少なくはありません。

特に、今回、通知カードの使用が終了してしまいましたが、これからマイナンバーカードを作るのにどうしたらいいのか、通知カードが要るのか、何を持っていったらできるのか分からないという方もたくさんいらっしゃいます。

役場に印鑑と自分を証明できるものを持ってきていただくだけで、写真を撮ってくれて、マイナンバーカードを作る手続をしてくれる。現在、役場がやっている須恵町独自のサービスではあります、あまり知られておりません。これをもっと宣伝するお考えはありませんか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） いつもの一般質問と違って、実務系については、私がしゃべって間違えよりも担当課長にしゃべらした方がいいかなと思って、今回から、実務については担当課長に発言させます。

今、何点か御指摘頂いたのは、確かに、まだまだ不完全な状況でございます。これについては

普及していくつもりでございます。と申しますのも、全体を通して、今回、今村議員のほうから御指摘頂いたマイナンバーカードの普及というのは、今度のコロナで日本全国が気づいたというか、やはり対面でやる世の中から、要するに、今あるいろんな便利なアイテムを使って世の中が動いていく。要するに、新しい生活様式に変わっていく過渡期として、このコロナが日本人にそういう知恵を与える時期になったのかなと思っています。

ですから、我々、今現在の行政のシステム、事務手続等が全て正しいとは思っておりません。やはり、これから、議員が御指摘なさったように、特にITについては、皆さんに、町民の方々に分かりやすく、いろんな行政手続も含めて、生活様式についてITを活用した生活様式を普及啓発していく、これ、大事なことだろうと思うんです。

特に、役場の業務についてもたくさんの人に関わっていただいて業務を行っているわけですが、今現在、じゃ、世界中でどうかということはAI、人を使わなくてもいいものについては人工知能を使うんだと。これも一つの生活様式の形だろうと思っておるんで。

それと、20代、30代の人たちは、もう既に、それを飛び越えてVRの世界に入っております。要するに、バーチャルの空間を利用するわけですが、これを利用すると全ての情報がその機械一つで済む。そういう世界がすぐそこまで来ています。

これは、今現在の役場の職員、今の若い人たちはその能力を、潜在能力を持った職員もいるわけです。これから、そういった多くの人材を雇用する、そして、そういった方向に行政システムを向けていくことによって、このマイナンバーカードが非常に重要になってくると。ですから、今回御指摘頂いたマイナンバーカードの普及というのは、ぜひ取り組むべきだと思っております。

ただ、申し添えますけれども、普及していないわけじゃなくて、須恵町は糟屋郡の中で1位です。合屋課長は、福岡県のいろんな講習会、そういったところの講師として、どうやったら普及していくんだと、そういった形で須恵町が一番取り組んでいる。このことが今日の一般質問の中でいい質問を頂いたから、ちょっと住民課を褒めてやろうかなと思っていますので、鋭意これから努力しながら、マイナンバーカードも含めて、要するに、マイナンバーカードだけでなく、これから生活様式が変わっていくんだと、行政システムも大きく変わっていかないと世界に取り残されていくということだろうと思う。

だから、そういった意味でも魅力ある町をつくるためには、そういったものにも先駆的に取り組んでいるチームを応援するというのかなと思っています。

ですから、先ほど幾つか2問目で質問頂いたことも、確かにまだできていません。でも、それを放ったらかしているわけじゃなくて、そういったことを、今、私が言ったことも含めて、これから、そういった形で行政システムを変えていかなければ対応できないということでございますので、本日の質問は本当にありがたい質問で、管理職もみんないる中で、それに対して私が、今

日初めて宣言やっている。だから、取り組んでいくんだということでございますので、よろしく御理解頂きたいと思います。

○議長（松山 力弥） いいですか。さっきの3つの分、分かりましたか。（「いや、だから、それについてはまだ……」の声あり）

では、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 住民課が頑張っているというのは本当に、非常によく分かっておりまして、一生懸命説明を町民の方にしていただいている。また、新住民にも、そのたびに説明をしていただいているということで、非常にありがたいなと思っています。

先ほど数字を聞きましたら、24.4%の人という、約4分の1の方がマイナンバーカードをつくっていらっしゃるということでございますが、今後はまた周知をしながら、いろんな便利なことが増えてくると思っていますので、もっとマイナンバーカードをつくる方が増えるように周知の徹底をお願いしたいと思っております。

先ほど、デジタル化が努力義務になっているということで、町長のほうで今後検討していくということで言われたんですけど、今、住民課が中心になってやっておるようでございますが、その辺は住民課中心なのかということが一つと、あとは、このマイナンバーカード、マイナポータルについては、全課で、ある程度こういうことを取り組んでいきたいとか、こういう通知があると便利でいろんなコストが削減できるとか、様々な検討をこれからしていただきたいなど。そのためには、須恵町の各課がワンチームで頑張っていただきたいなと思っているんですけども、そのときは総務課中心なのか分かりませんが、これから、そういう検討会議というものを、町長も今後検討会議みたいなものをつくっていかないといけないというようなことを先ほど言われましたが、早急につくっていただきたいと思っております。

そして、検討を重ねた中でできていくものなのかなというふうに思っておるところでございます。その辺、各課で取り組んでいただけるのかどうかということ、ひとつよろしく願います。

それから、本当に、これから社会がコロナ禍で変わっていく、コロナ禍を契機に社会の体制など行政を含めて相当変わっていくと思っております。

先ほど町長が、いつもの先進的な考えでいろんな方策を打ち出されておりますので、今までになかった改革を進めていくチャンスだと捉えて、今後そういうのを須恵町が一番に進めていって、町民の皆様が便利だなど、これを使ってもっと便利になっていきたいなと思えるようなものをたくさんつくっていただきたいなと思っております。

○議長（松山 力弥） 住民課、一課でもうやっていますけど、いいですか。

○町長（平松 秀一） 先ほど申しましたように、これ、一つの課で取り組む話ではなくて、町行

政指針全体に係ることですから、その先進チームを将来的にはつくっていききたいけども、今のところ総務課とですね、マイナンバーカード自体は実務の話になりますから住民課で扱っていきますけども。

私が言っているのは、それも含めた上で、新しい生活様式の中でIT、いろんなものを取り組んだ形の、要するに20代、30代の人たちが、須恵町って便利だなと、今の50代、60代の人には、後からこういったことができますよという普及になっていくかと思えますけども、それをやっていかないと、これから、この国も町も恐らくやっていけないということでございますので、今おっしゃったことについては、各課それぞれでやるのではなくて、当面、総務課のほうで話を進めながら、鋭意各部門に広げていくというやり方にしています。

○議員（14番 今村 桂子） マイナンバーカードの普及、周知のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終了いたします。

○議長（松山 力弥） 7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） おはようございます。日本共産党の児玉求です。ただいまから、コロナ対策と生活再建支援について一般質問をいたします。

9月8日現在の福岡県内、コロナ感染者数は累計4,844人、8日の陽性者は11名であります。PCR検査数は10万9,115、そのうち民間検査数は6万5,784、民間のPCR検査の割合は60.3%になります。また、感染経路不明の割合は50.1%で、半分のところが感染経路不明ということでございます。

感染防止には、PCR検査の拡充、そして、補償を伴う休業要請が必要です。

現在、感染者数は減少傾向にありますが、これからインフルエンザの季節にもなり、コロナ感染防止対策と生活再建支援が重要になります。

質問をいたします。

1、かかりつけ医師の要検査要請でスムーズにPCR検査はされていますか。1日の検査数、また、1週間の検査数を教えてください。

2、新型コロナウイルス感染予防策がPCR検査の拡充になります。福岡県に対して新型コロナ感染防止へのPCR検査拡充と体制強化を要望することはもちろんのことではありますが、郡内のドライブスルー検査と並行して、町内の病院での検査が必要ではないでしょうか。

3、集団感染が起こる医療機関、福祉施設、学校等の定期的PCR検査の対策はどうかお聞きします。

4番、陽性者の隔離、保護、休業補償の対策はどうかされているのか。

5番、小規模事業者支援では、8月24日現在、申請件数465、給付済み件数443であります。1000事業者を予定しておりました。しかし、半分にも満たない申請件数であります。売上減30%以下の事業者が多いのではないかと思います。他自治体では、10から15%減でも給付しているところもあります。考慮すべきではないでしょうか。

また、コロナ支援策では、家賃も対象になっております。どのようにされるのでしょうか。

6、学生のコロナ支援策で授業料、家賃補助も家計救援学生等支援事業にありますが、どのような支援策をされますか。

以上、お聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長、ちょっと、今の中で、通告の中で、1週間の数値とか、そういうのは載ってなかったんで、そこら辺はあたらないので、答弁は、通告があった分だけお願いします。

○総務課長（諸石 豊） それでは、コロナ対策と生活再建支援をとということでございます。

まず、かかりつけ医の要検査要請というところでございますが、新型コロナウイルス感染症の検査の実施につきましては、糟屋管内にPCR検査センターが設置され、かかりつけ医師の要検査要請等で週3回、1回当たり12人程度の検査が実施されております。8月末現在、検査が満杯で予約が取れないという状況ではなく、滞りなく検査ができています。

PCR検査の拡充でございますが、国が8月28日に発表した新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組では、季節性インフルエンザ流行期を踏まえた検査事情に対応できるよう、国が都道府県に指針を示し、地域における外来診療の診療提供体制と検体採取体制を踏まえて、早期に新たな検査体制整備計画を策定するようにと要請するとのことでした。

新型コロナウイルスの検査につきましても、地域の医療機関で簡易、迅速に行えるよう抗原簡易キットによる検査を大幅に拡大するとともに、PCR検査や抗原定量検査の機器整備を促進し、必要な検査体制を確保しております。

また、感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市町村において、本人の希望により検査を行う場合に、国が支援する仕組みを設けると言われております。

PCR検査拡充につきましては、PCR検査センターの検査で逼迫していない状況ですので、現在のところ、町内の病院で検査を拡充することは考えていませんが、今後も国や県の動向を注視しながら、また、各町及び医療機関と協力・連携しながら、必要な対策の検討に努めてまいります。

次に、集団感染の起こり得る医療機関や福祉施設、学校施設等、定期的なPCR検査についてですが、現在、国・県の動向を見ながら、須恵町において、集団感染リスク及び検査体制につい

て検討しております。

今後も、本町における感染状況や福岡県の状況等を踏まえながら、必要な対策について引き続き検討をまいります。

陽性者の隔離、保護、休業補償についてですが、これは町の単独事業で行うのではなく、国や県の支援として検討頂く内容かと考えております。陽性者の隔離、保護は粕屋保健福祉事務所が管轄となりますので、町として対策が必要な状況となれば、議会で御審議頂きたいというふうに考えております。

企業等のコロナ支援策で小規模事業者支援の予算が半分以上残っておりというところですが、小規模企業応援給付金ですが、当初、本会議でも申しあげましたように、対象となる期間を3か月延長して12月31日までとし、申請期間も1月末までと延長いたしております。この延長により、これから、売上が減少し厳しくなる業種の方を救済いたします。

予算が半分以上残っており、売上高が10%の減少の方や家賃補助をすべきではとのことですが、予算が余っているからばらまくのではなく、国や県の支援が行き届かず、本当に支援が必要な方に確実に適切に支給することが町として必要であると考えております。

今後も状況を見据え、企業支援策を検討してまいります。今のところ、売上高が前年同月日30%以上減少し困っている方を支援するという目的で、この事業を進めてまいります。

次に、学生へのコロナ支援策で授業料、家賃補助も考慮すべきということでございますが、学生へのコロナ支援策で授業料、家賃補助については、新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等では、国が様々なパッケージを用意して支援を行っています。

意欲のある若者が経済的な理由で進学や修学を断念することがないよう後押しし、または、アルバイト代の減収、家計の急変による学業継続が困難となった学生の緊急支援を行っています。

現段階では、町独自で支援を行う予定はありませんが、今後の状況を踏まえながら、町民に寄り添った支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 課長、町民の現在のPCR検査数、陽性者数、陽性者の治療対策と医療機関に助成する自治体の考慮すべきではという分について、ちょっと。（発言する者あり）医療機関に対する自治体の考慮すべき点（「7番辺り」の声あり）7番。（「7番目」の声あり）

○総務課長（諸石 豊） 医療機関助成する自治体もあり、考慮すべきではというところがございました。医療機関への助成でございますが、小規模事業者応援給付金は医療機関も対象となり、本日現在で4事業所に給付しております。

また、8月に議決頂きました医療施設等応援給付金の給付も、対象施設に申請書を送付し、9月から受付を開始しております。これらの給付も活用していただければというふうに思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 1番のかかりつけ医師の検査でスムーズにされているということ、1回12人前後が対応されているということはよく分かりました。

このPCR検査は本町では考えてないということでございますが、あと、唾液による抗体検査をやっていくというふうな形ですけど、そういう病院等は。

○議長（松山 力弥） 何ですか。

○議員（7番 児玉 求） 病院等はもう確定しているのでしょうか。がそれが一つですね。

○議長（松山 力弥） これ通告ないよ。

○議員（7番 児玉 求） いや、PCR検査と同時に、唾液の抗体検査もされるというふうな回答でありましたから、

○議長（松山 力弥） それない。それ言ってないですよ。抗体検査言ってない。

（「今は検討していないと、将来あったら検討すると。唾液の「だ」の字も出てないです。）の声あり）

○議員（7番 児玉 求） 抗体検査をすと言われましたんじゃないですか。

○議長（松山 力弥） いや、言ってないですよ。

○町長（平松 秀一） 今までどおりの検査体制で行きます。将来、町民がそういった状況になったときには検討しますと言っただけで、唾液の抗体の「だ」の字も言っていません。

○議員（7番 児玉 求） そしてですね、集団感染が起きる医療機関、この対策はということで、これ、今、非常に沈静化している状況にあるんですが、今後、先ほども言いましたとおり、インフルエンザの時期にもなるということで、これ、確実なしっかりした対応をやっていってもらうためにはどうするかということを再度お聞きいたします。

次、陽性者の隔離、保護、休業補償の対策は、これは町のものでないと。国、あと、保健所が管轄であるというふうなことでありましたが、今現在ですね、コロナ対策におきましても、現在は沈静化しておりますが、保健所がここ30年で非常に閉鎖されて、その影響でPCR検査もなかなかできないというふうな形になっていました。これは、今後の対応としてですが、町としても、ただ、国、保健所の対応も当然であります、町としても、やはりよりよく対応していただきたいと、再度お答えいただきたいと思います。

次の小規模事業支援なんです、ここで申し上げたいのは、コロナ支援策に格差があってはいけないということを申し上げたいと思います。国の持続化給付金は、売上前年同月比50%減、県では売上が30から50%未満、町では30%以上ということで給付されるわけですね。

国・県の給付を受けた事業所は、町の給付も受けられます。しかし、売上30%未満の事業者には、国・県・町からの給付は全く受けられません。ここが問題だと思います。

しかし、各自治体で町の特徴を出しているんです。水巻町では、売上げ減に関係なく、個人、法人に一律15万円給付をしております。糸島市は、売上げ10%以上減で事業者、農業者20万円、宗像市では、売上げ15%以上です、これは2月から5月で終わりましたが、30万円。中間市では、15%で10万円、香春町でも15%で10万円、桂川町でも15%で20万円、小竹町も15%で20万円、遠賀町は、20%で10万円、篠栗ですけれども、これは3月から6月ですけど、30%以上で50万円、10万円個人は15万円、新宮町も4月に終わっていますが、法人10万円、個人15万円というふうになっています。粕屋町は、家賃5分の4、上限20万円というふうに、その町で特徴を出しているわけなんですよ。

私は、やはり売上げが10%、15%以上の法人の事業者にも給付して、コロナ支援策に格差はなくすべきだというふうに思っています。

先ほど、これからまた事業者に、今、500事業者未満になつとるわけですが、そういう人たちが増えるだろうということではありますが、やはりこの30%以上というところが大きなネックになっているんじゃないかと思っています。再度、お答えいただきたいと思います。

それと、学生へのコロナ支援策は、これは国の支援策の中でもうたわれておりまして、家計急変学生等支援事業というのが、困っている、アルバイトがなくなると、家計が苦しいというところにも支給してもいいですよという通達もあります。これは書類が出ておるんですが、そこで再度御検討を、先はどうかという回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、一応あなたの質問には、町の方針は、答えたんですけども、あなたの2問目は、要望でよろしいですか。もう一応、あなたのには答えたんですよ。あなたの今の意見、質問は、ほとんど要望なんです。あなたの考えをどうでしょうかという要望でいいですか。もう一回説明していただけますか。

○議長（松山 力弥） 町長。

○町長（平松 秀一） 児玉議員の2問目は、1問目と全く同じ内容で、それに対しては、担当課長から答えさせております。

児玉議員が主張なさっている部分というのは、議員活動の中で御自分の意見を述べられる。それで結構でございます。ただ、我々、まち、財政を預かる、このまちを運営する側からすると、おっしゃること全てを取り上げるわけにはいかない。なぜかという、トータル的に見たときに、この須恵町の状況を判断した上でこのコロナ対策についても、数回にわたって議会の皆様の御同意を得ながら他町にない取組もやっています。じゃあ、1点だけ申し上げますと、よそがしようからせられて、全国的に、全町民、全世帯に対して生活応援商品券を出しているのは須恵町だけ

ですよ。でしょう。だから、それぞれで、それぞれのまちの中でそれがベストなんだということをお諮りして議会の中にコロナ対策を申し上げております。

先ほど担当課長も言ったように、医療機関のPCR検査等について、それぞれいろんな企業支援とかそういったものについては、今後の動向を見て検討をやるんだと言ったじゃないですか。ですから、もう一回答えろと言われても同じ答えしかできません。ただ、議員がおっしゃっていることは、議員活動の一環として我々は受け止めますけども、それができる状況にはない。ほかのこともやっていかんといかん。

今回、この質問の中にもありますけども、医療機関に対する支援、予算書を見られたらわかるじゃないですか。してるでしょう。今回、上げてるじゃないですか。ですから、1問目と全く同じことを言われても、今のような答えしか出ませんので、御了解ください。

○議長（松山 力弥） 児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） それは、病院についての補償ですね。給付、1病院100万円、診療所が20万円というのはよく理解しております。そして、先ほど町長がおっしゃいましたけど、商品券が須恵町だけというのは、大きな間違いです。商品券を……。

○町長（平松 秀一） すみません、一番最初に出したのが須恵町。

○議員（7番 児玉 求） 一番最初に、ですね。それは非常に画期的なことで、ほかの自治体も同じような形でされているわけなんですよね。私が申し上げたいのは、今コロナが本当にちょっと沈静化しておりますが、国の対応策が非常にまずかったと。そして、県のほうもなかなか、このPCRの検査にしても、検査場を増やすという形があったんですけど、予算を県もなかなか出さんというようなところがありました。

しかし、私は、町の役目として、最後のセーフティーネットと、どうしてもないときは、やはりまちが支えるんだということですよ。それを前提にちょっとお話をしております、特に、この小規模事業者の支援に関しましては、須恵町はやはり、育成していくというところが非常にやっぱり大事になってくるんじゃないかというふうに思っておるんです。

ほかの自治体もやはり、実際、突出しては、水巻とか宗像市とか、糸島とか、あと、水巻とかいろいろあるわけですけど、やはり糟屋郡内は、ほぼ大体30%以上で10万円支給というような形なんですけど、やはり本町が率先して、15%であっても支給すると、そういう先例があれば、これは糟屋郡の自治体は、やっぱりそれに見習ってするんじゃないかという期待を望んどります。再度、お答えください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） このコロナですね、また議長から怒られるかもしれんけど、このコロナではっきりしたのが、各自治体の危機管理体制の中で右往左往しているんですよ。よそでやったか

らやる、どこがやったからやる、人気取りじゃないわけです。その中でじっくり考えていく中で、トータル的にこのコロナ対策をやっていく上でこれがベストだろうということを御提案して議会でも納得いただいている。

先ほどおっしゃった30%、10万円、糟屋郡、ほとんど一緒だ。当たり前ですよ。町長会で話しているんですから。みんな糟屋は統一していこうね、いろんな事情があるものについては各町でやるけども、トータルバランスとらないかんところは、あつれきが起きないようにやっぺいこう。チーム糟屋なんだ、ということでやっています。

何度も児玉議員、前回も言った、今回も言っていますけども、この小規模事業者に対する30%というのは、今のところ変えるつもりはない。ただ、議員活動として、おっしゃることはおっしゃって構わない。将来、それが必要であればやるかもしれないけども、それについては今検討していないという答えを言っているんです。そういうことです。（発言する者あり）

○議員（7番 児玉 求） 要望という形で、今後も検討はしていただきたいということを要望いたしまして、質問を終了します。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、先ほどのあなたの質問の中で、大手病院は100万円、診療所、一般のは、あなたは20万円と言いましたけど、30万円、10万円間違えてございます。30万円でございます。その訂正を。

○議員（7番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） あなたは20万円と言いましたけど、30万円でございます。これは、8月の臨時議会で決定したことでございます。

○議員（7番 児玉 求） 私は、20万円と見ましたけど、変わったんですか。（笑声）

○議長（松山 力弥） 変わっていません。30万円だったでしょう。私が間違えて……。

○議員（7番 児玉 求） ……ます。

○議長（松山 力弥） 後でいたしますので、もしそれだったら訂正させていただきます。

○議員（7番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩したいと思いますが、御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御意義なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時10分といたします。休憩に入ります。

午前9時58分休憩

午前10時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの児玉議員の一般質問の中で、私が診療所等は30万円と言いましたけど、私の勘違いで、私立保育園等が30万円でごさいます、病院が100万円、診療所が20万円、薬局が10万円になっておりますので訂正しておきます。申し訳ございませんでした。

それでは、一般質問に戻ります。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） おはようございます。2番議員、男澤一夫です。通告に従い、空き家等の今後の対策はということで質問いたします。

町内各所に空き家が存在し、廃屋の長屋空き家が多数あります。老朽化により、倒壊している事案もあるため、所管の総務建設産業委員会で現地視察、調査を行いました。調査において、老朽化の進行が顕著で、早急な対応を図るべき事案を確認しました。町民の方が安心して生活するための対策を講じる必要があります。

そこで、今後の空き家対策の方針を伺います。

1点目、町内の空き家の全体数及び全体数のうち老朽化した件数。2点目、解決に向けての具体案は。3点目、除却のための支援事業は。

以上の3点をお尋ねいたします。資料としまして写真を添付しております。御参照ください。

○議長（松山 力弥） 町長。

○町長（平松 秀一） 男澤議員の一般質問にお答えする前に、1問目の今村桂子議員のときのマイナンバーカード、糟屋郡で1番だと言ったんですけど、どうも抜かれて2位に。（笑声）鋭意努力してまた1位になれるよう頑張りますので、よろしく願いいたします。

今度は、空き家対策の今後の対策についてはということですが、これは町長報告のほうである程度詳しく申し上げたんですけども、若干ダブる部分がありますけども、丁寧にお答えしていきたいと思います。

平成26年11月に国の法律で「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、その後令和元年12月の須恵町の議会において「須恵町空家等対策協議会」の条例も制定され、去る8月19日に第1回目の須恵町空家等対策協議会の開催に至っております。また、総務建設産業委員会では、先ほど申されたように現地の視察も行っていただいている状況でございます。

御存じのとおり、須恵町は西側地区に旧炭鉱時代に建てられた住居の長屋が数多く残っており、老朽化した家屋も増えてきている状況でございます。その中で調査をするも、所有者や相続人が不明のトラブル等への対処、非常に我々も困っている状況であるということは間違いございません。

現在の国の空き家に対する法律において、長屋に関しての整備がなく、須恵町にあった条例の整備を早急に進めてまいりたいと考えています。

また、今後の空家等対策協議会においても、素早い問題解決や方策を協議、解決していきたいと考えております。

第1問目の町内の空き家の全体数及び全体数のうち老朽化した件数ですが、元年に各区長さんに調査してもらって、令和2年8月に町で把握している、これは若干、西側地区の区長さんたちが把握されている危険であろうという部分は、入っていません。あくまでも倒壊の可能性があるとか、今後そういうふうになるだろうというものが、空き家としては38件、そのうち老朽化している部分は18件と把握しておりますけれども、今後、空家等対策協議会の方で再度区長さんたちに聞き取り調査を行った上で把握に努めるということでこの前の会議が終わっております。

2問目、解決に向けての具体案はどの質問ですけど、早急に条例を整備する必要がございます、空家等対策協議会で協議を行い、それでも解決できない案件については、顧問弁護士や、土地家屋調査士等に相談を行い、早期に解決していきたいと考えております。

3問目の除却のための支援事業はということですけども、現在どんな支援が必要なのか検討しておりますし、解体が一番早いんだろうなということも見えてきております。要するに、須恵町に合った形で臨機応変にやらないと仕方がないのかなという状況。また、解体した場合については固定資産税とかいろいろな問題も絡んできますけど、これについては減免措置の法整備についても併せて今現在準備している状況でございます。

長屋の空き家問題は、本当に難しい問題がありまして、個人の財産権とかいろんなものがございまして、老朽化した空き家の民家に住まわれているところも多々ありますので、条例整備を本年度中に行い、それによる素早い対応をしていきたいと考えております。

最初のほうと重なりますけども、今住んでいる住民の、町民の方々の安全と財産を守るために有効策を対策として考えていきたいと思っております。法的にはできない部分が多々あります。それについて、要するに首長として担当部局を含めて私のほうから言っているのは、法的に負けてもやらなければいけないことだ。それは、首長の責任として、法よりも大事なこととして、そこに住んでいらっしゃる人の生命、財産を守らなければならない。

今回、起きた台風で一番心配箇所が、何箇所か西側にあります。もしかするとそれで一緒に倒れるんじゃないか。そういった状況の中で、個人の権利、要するに財産権とか、そういったものだけを大事にしながら須恵町の中で廃墟が進んでいくというのは私は許さないということで、空家等対策協議会の方とも十分に協議していただいて、それでも法的に駄目な場合については、議員の皆様にお諮りした上で、これは首長としての姿勢ですけども、法的に負けていい。負けてもいいから須恵町の住民を守るんだ、いうことをこの空家等対策協議会でも十分御理解していただいた上で、法的な整備を弁護士さんに相談しながら、本当はやっちゃあいかなけども、じゃあ内容証明付で送って、土地家屋調査士さんにその崩れかかった家を見てもらって、本当に財産

があるのかないのか、そこまできちんとやった上で、もし古い冷蔵庫とかあった場合についてはどこかで保管して、ある程度の期間保管しておくというようなことも、いろんなことを今回、この空家等対策協議会の中で検討しながら早急に解決していきたい。これはもう副町長時代から前の町長とチームを組んでやっていたんですけど、なかなか国の法律が邪魔してできなかった。今度首長にさせていただいたので、受けて立ちますよ。ということで、早急に解決する大きな事業だと捉えています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 平松町長のお力強いお言葉、ありがとうございます。住民の方も喜んでいただけるんじゃないでしょうか。

ただ、今回、今から進めるということですが、令和2年度の第六次須恵町総合計画における生活環境に対する事業を達成するために必要な際、事業として空き家対策事業を掲げております。地域振興課として、令和2年度重点施策となっており、町長の言われていることと同じだと思います。ただ、予算的には、本年度予算126万円で、うち、空家等倒壊防止等工事請負費100万円という、早急に進めるということですが、年度中は厳しいのかなと思うんですけど、もし進められる事案があれば、助言、指導、勧告、命令等順調にいった場合に行政代執行を実施することになるかと思えます。そのとき、行政代執行をする場合の予算は、1件当たりの除却処分しかないのではないかなというように感じております。現地視察調査では、除却処分が相当と考えられる事案が数件あります。手続が順調にいくと想定し、予算上乘せを検討してははいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） あの、おっしゃるとおりで、その部分についても担当課のほうに命令出していきます。ただ、私だけ先走ってやっても、なかなかできにくい問題ですから、やはり、一応組織である空家等対策協議会にお諮りして、これはもう早急にやろうと言うことになれば、議会にお諮りして、予算をとって年度内でもやる分についてはやる。先ほど条例の制定が必要だと言いましたけども、やろうと思えばできないことはありません。ただしそれは首長が責任を持ってやらなければならないということで、腹をくくってやっておりますので、予算についても、急きょ上げる場合があるかと思いますので、議員各位全員賛成していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 最初の本会議を今、今回の答弁において、町長が前向きに取り組むと言っていたけど、また事で困っている住民の皆様は、力強く思ったんじゃないかと思いま

す。また、この各事案が解決したときに、周辺住民の皆さんも心から笑顔になれるんじゃないかなと思います。また、委員会として会議の中、一つの提案として、長屋空き家について、1軒だけ残った世帯に住宅を提供し、転居していただき、除却措置ができないかという意見も出ておりました。

総務建設産業委員会として空き家問題の解決に向けて協力したいというのは、委員会全員の一致の考えでございます。空き家等対策は難しい問題です。空き家が増えていく傾向にあることは、確かなことだと思います。さらに困難な事案が出てくると考えますので、今後も解決に向けて取組を緩めることなく町民の安心できる生活のために進めていただきたいと思います。これにて質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、10時35分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。
次の本会議は9月16日、午前10時から行います。本日はこれにて散会します。

午前10時23分散会

議事日程(第1号)

令和2年9月16日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第70号 令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第71号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第72号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第73号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第74号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第75号 令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第76号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第77号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第78号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第79号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第80号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第81号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第82号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第83号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第84号 須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第85号 工事請負契約の変更について
- 日程第17 議案第86号 工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第89号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7 0 号 令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 7 1 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 7 2 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 7 3 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 7 4 号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 7 5 号 令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 6 号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 7 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 8 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 9 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 0 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 8 1 号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 8 2 号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 8 3 号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 8 4 号 須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 8 5 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 17 議案第 8 6 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 18 議案第 8 9 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
子ども教育課参事	吉本孝治	総務課課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

昨日、夕方のニュースでもあっていましたけれども、また今日朝、新聞を見ますと、須恵第二小学校のシトラスリボンづくり、差別、偏見をなくそうということ、非常に私も誇りに思ったわけでありすけれども、6年生がリーダーシップを取ってやっているという、心打たれました。大人の方がこういうのを見習ってもらいたいなと思っております。

そういうことで、今日は気持ちのいい議会にしたいと思っておりますので、会議をしたいと、よろしくをお願いします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで一括議題について、お諮りします。議案第70号から議案第75号、議案第85号及び議案第86号は関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第70号

日程第2. 議案第71号

日程第3. 議案第72号

日程第4. 議案第73号

日程第5. 議案第74号

日程第6. 議案第75号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第73号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第74号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第75号令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第75号の水道事業会計決算の認定についての6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について。

決算書12ページです。

歳入総額95億8,761万9,746円、対前年度比12.3%増に対し、歳出総額91億6,660万3,330円、対前年度比12.8%の増で、歳入歳出差引額は4億2,101万6,416円となりました。

経常収支比率は前年度から4.2ポイント上昇し90.9%となりましたが、この指標は町村にあっては70%程度にとどまることが妥当とされていますので、以前として財政構造の硬直化、ゆとりがなくなってきた状況は続いています。令和元年度は翌年度へ繰り越す財源として、繰越明許費を1,199万7,000円計上し、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた額、実質収支額は4億901万9,416円となり、10年連続の黒字決算となっています。この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は3,721万8,000円の黒字に、また、単年度収支に実質的な黒字要素、赤字要素を控除した実質単年度収支も4,697万7,000円の黒字となっています。

財政調整基金は、利子及び不動産売払収入の975万9,000円を積立てとし、取崩しはありませんでしたので、結果、積立額がそのまま増額となり、総額は25億4,454万7,000円となりました。

歳入において、自主財源では町税が30億9,617万1,000円、うち町民税の個人分では納税義務者の増加、法人分では企業収入の増加などにより前年度比4,284万9,000円の増で、固定資産税は事業所の増加、住宅新築などにより3,107万2,000円の増、軽自動車税は課税対数の増加や環境性能割の増額により578万6,000円の増、町たばこ税は喫煙者の減少、電子たばこの普及により411万円の減でした。全体では2.5%、7,559万7,000円の増収となりました。

繰入金は、前年度に引き続き、財政調整基金繰入金からの繰入れはありませんでした。繰越金は6,590万9,000円の増額です。

依存財源では、地方交付税18億5,897万7,000円、前年度比金額で808万5,000円、率にして0.4%の減、地方消費税交付金4億5,694万6,000円、前年度比1,091万3,000円、率にして2.3%の減、国庫支出金13億1,094万2,000円、前年度比3億9,546万9,000円、率にして43.2%の増、県支出金6億6,105万9,000円、前年度比6,679万円、率にして11.2%の増、町債は10億5,321万3,000円、前年度比4億4,361万3,000円、率にして72.8%の増となっています。

自主財源は、前年度に比べ9,153万6,000円の増となっていますが、歳入合計に対する構成比は4.2ポイント減少しています。対して、依存財源は、地方特例交付金、国、県支出金

及び町債の増額により、歳入合計に対する構成比は増加しました。

令和元年度の地方債の借入額は、10億5,321万3,000円で、主なものは臨時財政対策債2億7,301万3,000円、多目的公園整備事業債3,280万円、庁舎改修事業債1億1,720万円、緊急防災・減災事業債3億8,880万円、小学校施設改修事業債6,330万円、学校教育施設整備事業債1億4,660万円です。

また、年度末の地方債残高は73億3,149万2,000円で、前年度に比べると5億2,817万8,000円増加しており、ここ5年間上昇傾向にあります。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、2款総務費では、包括業務委託料1億3,277万3,000円の増、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費1億890万円の増、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費1,591万6,000円の増、庁舎1階東側トイレ改修工事請負費1,848万円の増。3款民生費は、保育所等整備事業費補助金2億1,754万4,000円の増です。4款衛生費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金2,469万4,000円の減。6款農林水産業費は、ため池耐震診断業務委託料2,147万円の増、妻付堰導水路改良事業負担金929万1,000円の増。7款商工費は、プレミアム付商品券交付金4,253万7,000円の増、プレミアム付商品券発行事業支援業務委託料1,078万円の増。8款土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金141万4,000円の増。9款消防費は、防災行政無線整備工事請負費3億9,215万円の増、行政区自主防災組織補助金400万円の増。10款教育費は、小中学校空調設備設置工事請負費7,207万4,000円の増、須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事請負費1,036万8,000円の増額です。12款公債費は、平成10年度に借り入れした臨時地方道整備事業債ほか4件の起債償還が終了し、令和元年度にアザレア幼児園建設ほか15件の起債償還開始で3,243万9,000円の増となっています。

歳出を性質別で見ると、主なものは、人件費12億4,335万3,000円で前年度比984万6,000円、0.8%の増、扶助費18億7,109万8,000円で6.5%の増、普通建設事業費13億7,308万7,000円で8億4,486万4,000円、159.9%の増です。

令和元年度の特別会計への繰出金は、6億8,211万5,135円で、前年度より3,607万8,411円の減額となりました。

繰出金の主なものは、国民健康保険特別会計2億4,921万6,186円で、3,752万6,880円減額しております。後期高齢者医療保険特別会計9,246万4,949円で、145万531円の減、公共下水道事業特別会計2億8,828万1,000円で、141万4,000円の増、農業集落排水事業特別会計5,215万3,000円で、148万5,000円の増額です。

質疑として、歳入においては、ふるさと応援寄附金について、寄附額の伸び悩みの理由についての質疑、総務省による返品の見直しによる影響で、今年度から特別チームを編成し取り組んでいるとの答弁がありました。

歳出においては、消防団活動事業について、消防団員の減少が問題となっているが、消防団活動事業の中で新入団員獲得の施策があるのかとの質疑に、特別な予算措置はないが、現在行っている消防団による勧誘を進めたいとの答弁。

また、男女共同参画推進事業について、事業の内容と成果が上がっているのかとの質疑に、新規採用職員の研修や計画書の作成による消耗品費として支出を行っており、一定の成果は上がっていると考えているとの答弁がありました。

その他、マイクロバスの貸出しについての質疑に、各行政区や各種団体など個別の貸し出しはないが、町全体の事業による使用であれば貸出しは可能との答弁がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定としております。

続いて、議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支ですが、歳入総額30億9,336万9,248円、歳出総額30億2,733万2,793円で、歳入歳出差引額は6,603万2,793円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、九千、失礼しました。5,991万5,996円で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は5,558万192円となり、黒字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は91.4%、そのうち国民健康保険税が65.3%です。

歳出合計の予算に対する執行率は98%となっています。

対前年度比率ですが、歳入では、1款国民健康保険税が2,924万9,708円で、率にして5.6%、6款繰越金が70万188円で、率にして12.9%の増となっています。4款県支出金が267万5,785円の減で、率にして0.1%、5款繰入金3,752万6,880円の減で、率にして13.1%、7款諸収入が105万3,141円の減で、率にして11.9%の減です。

歳出では、1款総務費が434万5,562円で、率にして15%、3款国民健康保険事業費納付金が4,659万1,432円で6.3%の増です。

令和元年度の国民健康保険税の収納率は、現年度91.59%で前年度比0.11ポイントの減、滞納繰越金12.71%で1.63ポイントの増となっており、全体では65.26%で、前年度より1.37ポイント上回っています。

不納欠損額は、3,133万8,287円で、人数は182人となっています。

本年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が約1,038万円、歳出が約7,030万円の減となっております。これは、令和元年度に税率の改正を行ったため、国民健康保険税の調定、収入済額は共に増えていますが、被保険者数の減少により、保険給付費が大幅に減少した影響です。

また、普通交付金が概算で過大交付されたことにより国保会計の赤字補填のための一般会計繰入金はゼロとなり、前年度と比較すると、4,300万円の減となりました。

質疑として、不納欠損対象者の医療体制、また短期被保険者証の発行がなされているのかとの質疑に、医療体制については、医療証の使用により短期証の使用は、不納欠損者対象、全員ではないと思うが、詳細に調査しないと分からないとの答弁があり、追って、不納欠損対象者のうち須恵町国民健康保険の有資格者52名、うち保険証を有している方38名、未受領14名、その他の方は転出、死亡など資格喪失のため把握できないとの回答がありました。

また、粕屋地区において比較した場合、須恵町の不納欠損額が多いのではないかと質疑に、各町の収納体制により異なり、今回については滞納処分の整理によるものとの答弁がありました。

討論では、国民健康保険加入世帯3,605世帯のうち、2,225世帯、61.7%が保険税軽減税率世帯となっているので保険税納付が大変なため、一般会計からの法定外繰入金が必要との理由で反対討論があり、採決の結果、賛成多数で認定としております。

次に、議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億6,111万7,916円、歳出総額3億4,311万5,544円で、歳入歳出差引額は1,800万2,372円となっており、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は98.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.3%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億5,221万5,480円、歳入合計に対する構成比は69.9%と、3款繰入金9,246万4,949円、歳入合計に対する構成比25.6%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億3,747万2,295円、歳出合計に対する構成比98.4%が主なものです。

以上、採決の結果、賛成多数で認定としております。

次に、議案第73号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

314ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は11億952万4,658円で、前年度比10.2%、1億2,648万1,711円の減です。歳出総額は11億277万2,289円で、前年度比10.1%、1億2,439万204円の減です。歳入歳出差引額は675万2,369円で、実

質収支額も同額です。

単年度収支は、209万1,507円で、赤字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は99.1%で、前年度と同率です。

歳出合計額の予算に対する執行率は99.5%で、前年度比0.1ポイント増です。

歳入では、1款負担金が供用開始面積の増により、前年度比28.7%、1,087万4,102円の増となりました。2款使用料は公共下水道への接続が増えたことにより、前年度比4.8%、1,275万1,230円の増となりました。3款国庫支出金は前年度比30.4%、4,500万円の減、5款繰入金は前年度比0.8%、269万2,000円の減、8款町債は前年度比23.1%、1億510万円の減となりました。

歳出では、1款総務費が前年度比14.9%、3,157万7,784円の増、2款下水道事業費が30.8%、1億6,752万710円の減、3款公債費が2.4%、1,155万2,722円の増です。

町債の今年度借入額は3億4,950万円で、償還未済額は67億5,471万5,077円となっています。

なお、下水道普及率は87.5%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

次に、議案第74号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

338ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は9,606万4,910円で、前年度比12.5%、1,067万2,855円の増です。

歳出総額は9,216万9,894円で、前年度比12.3%、1,012万8,209円の増です。

歳入歳出差引額は389万5,016円、実質収支額も同額で、単年度収支は54万4,646円の増となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は99.9%で、前年度比同率です。

歳出合計額の予算に対する執行率は96.3%となっております。

歳入では、2款使用料が前年度比15.7%、118万1,650円の減、3款繰入金は前年度比2.9%、148万5,000円の増、6款町債は前年度比12.8%、310万円の増となりました。

歳出では、1款総務費、前年度比351.1%、156万4,104円の増、2款農業集落排水

事業費が51.3%、888万1,818円の増、3款公債費が0.5%、31万7,713円の増です。

町債の今年度借入額は2,720万円で、償還未済額は3億8,848万2,617円となっています。

なお、下水道普及率は2.5%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

次に、議案第75号令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定について。

別冊の水道事業会計決算書、23ページをお願いします。

営業実績で、給水人口は2万8,548人で、前年度比66人増加しました。

年間総排水量は264万3,697立方メートル、年間総有収水量は253万7,558立方メートルで、2,475立方メートル増加し、有収率は95.99%、水道普及率は99.59%でした。

配水施設改良工事は、上須恵地区18校区水道管切替工事ほか8件が施工させております。

13ページ、収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益5億9,415万2,220円に対し、同費用は5億3,361万7,815円で、差引き6,053万4,405円の黒字となっています。

当年度未処理利益剰余金は6億3,042万2,472円となっています。

17ページ、資本的収支では、下水道工事が減少したことに伴い、負担金及び工事請負費が共に前年度より減となったため、収入3,507万5,770円に対し、支出は1億5,639万264円となり、差引き1億2,131万4,494円の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填されています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上、決算審査特別委員会の審査の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。議案第70号から議案第75号については、全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第70号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

令和元年度は一般会計からの繰入額は2億4,921万6,000円で、不納欠損額は3,133万8,000円であります。

○議長（松山 力弥） ちょっと待ってください。児玉さん、あなた議案間違っていない。あの税収、不納欠損、何の話しようと、それ。

○議員（7番 児玉 求） 一般会計。

○議長（松山 力弥） 一般会計ですか。

○議員（7番 児玉 求） そうですよ。

○議長（松山 力弥） 繰入金の不能額とか、あんだ、関係ないですよ。

○議員（7番 児玉 求） いいえ、関係あります。

○議長（松山 力弥） ありますか。

○議員（7番 児玉 求） 平成13年から令和元年までの国保税累計未納額は、2億9千

○議長（松山 力弥） あなたは、それ繰出金の話。国保税の話しよったよ、これ。

○議員（7番 児玉 求） 一般会計の内訳でございます。平成10年、13年から令和元年までの国保税累計未納額は2億9,255万1,000円であります。

一般会計より国保特別会計に繰入額を増やし、高い国保税を低くして払えるようにして、未納額、不納欠損額を減らさなければいけません。国保税への繰入れは本町だけの問題ではなく、国、県の問題でもあります。国、県への国保税の給付の増額を意見書で申入れすべきだと思います。

以上、よって反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、何に対して、今、国保おっしゃっていますけど、何、一般会計の何に対しての反対で討論したわけですか。

○議員（7番 児玉 求） 一般会計からの国保会計の繰入れを（「繰り出し」の声あり）繰出しを増やすべきということで。

○議長（松山 力弥） そうですね。

○議員（7番 児玉 求） はい。言いたいと思います。

○議長（松山 力弥） 分かりました。

ほかありませんね。——これにて討論を終結します。よって、議案第70号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第70号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第70号令和元年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することと決定しました。

議案第71号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

本町の国保世帯数は3,605世帯、被保険者数は6,008人です。保険税軽減世帯は2,225世帯、国保世帯の62%になります。国保税滞納世帯数は475世帯、国保世帯の

13%になります。滞納世帯の91%、431世帯が国保税を分納して短期証で病院にかかっておられます。国保税が高くて払えないのであります。町は住民の最後の命綱となります。経済力によって保険証がなく、病院に行かれないようではいけません。早期発見、早期治療と生活習慣病の予防が大事であります。税金は国の分配です。繰入額を増やし、いつでも病院に行けるようにすべきです。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第71号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第71号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第72号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者を国保会計から切り離し、高齢者から高い保険税を取り、社会保障とは言い難い制度であります。国保会計に含めるべきだと思います。

一般会計からの繰入れを増やし、保険税を低くするべきです。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第72号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第72号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第72号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第73号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第73号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第74号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第74号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第74号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第74号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第75号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第75号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第75号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第75号令和元年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 9回も出てこないかんで迷惑かけるとは思いますけど、よろしくをお願いします。

議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、福岡県子ども医療費支給制度が令和3年4月1日に改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明します。

第2表第1項中の障害者の「害」を漢字で表したものをひらがなの「がい」へ改正いたします。

4ページ、第4条第1項の表中、生徒の入院以外の場合、改正前は、全額負担としており、助成はありませんでしたが、改正後では、自己負担額を1,600円を超える部分を新たに助成の対象とするものです。

2ページに戻って、附則、第1項でこの条例は令和3年4月1日から施行し、当日以降に受ける医療にかかわる子ども医療費から適用する。ただし、事項の規定は公布の日から施行するとし、第2項で前項の規定にかかわらず施行日前においても改正後の須恵町子ども医療費の支給に関する条例の乳幼児、児童生徒にかかわる子ども医療費の受給資格にのみにて行い、受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる場所とするとしています。

質疑として、中学校の通院について、月額自己負担1,600円は受診回数が少ない場合、メリットはないのではとの質疑に、月額の自己負担は回数、金額に関係なく1,600円という

わけではなく、月額が800円なら800円で、月額1,600円を超えた場合、その超えた分を公費で助成すると答弁がありました。

討論として、制度の改善はされたが、子ども医療費は中学校までは無償化すべきとの自己方針があるので反対するとの討論がありました。

以上、文教厚生委員会、賛成多数で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

生徒の通院が全額から上限1,600円になり、大いなる前進ではありますが、あくまでも子ども医療費は入院、通院とも窓口負担はなく、完全無料化を目指しているため、町は窓口負担をすべきであると思っております。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第76号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第76号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第77号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第77号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、福岡県重度障害者医療費支給制度が令和3年4月1日に改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

題名及び第1条、目的から第13条、障害者施設等に入所した場合の特例までの全文中、漢字の「害」をひらがなの「がい」へ改正するものです。

2ページに戻って、附則、第1項でこの条例は令和3年4月1日から施行し、当日以降に受ける医療にかかわる重度障害者医療費から適用する。ただし、事項の規定は公布の日から施行するとし、第2項で前項の規定にかかわらず施行日前においても改正後の須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障害者が障害者医療証を交付することができることとするとしています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第77号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第77号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第78号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども教育支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

12ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正は、子育て支援法の改正により、子どものための教育、保育給付の対象施設であります認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業が無償化の対象となりました。無償化に伴い、それに係る給与等の規定及び食事の提供についての条例改正となります。

第2条は、用語の定義を規定しており、幼児教育・保育無償化により新たに用いられる定義を加える改正で、第1号から第24号までを第1号から第29号までとして、満3歳以上教育、保

育給付、認定子ども、満3歳未満保育認定子ども等の利用者負担について範囲を定義する内容を追加しております。

また、第2条中に出てきます支給認定、支給認定保護者などの要望、教育・保育給付認定、教育・給付認定保護者などと整備しています。

これは、この条例の中で随所に出てきますが、無償化に係る給与等の規定に伴い、新たに規定されることになりました。子育てのための施設等利用給付、保育の必要性の認定を受けながら認可保育施設以外に預ける場合をいいますが、それに係る用語との区別をするための整備となります。

17ページ、第13条、次のページ、第4項で食事の提供についての日程を追加しています。

この規定は、幼稚園や認定こども園、保育所等を利用する子どもの保護者から支払いを受けることができる食事の提案に要する費用についての規定で、副食の提供に要する費用を保護者から支払いを受けることができますとしています。

28ページ、第42条2項、3項を追加する改正で、代替保育の提供及び特定地域型保育の卒園後における受入れについて、連携施設の確保が著しく困難な場合などは、小規模保育事業者などの国の基準に定める事業者を連携、協力を行う施設として確保することで、連携施設の確保に代えることができるとした緩和措置が講じられることになったための改正となります。

37ページ、附則の第3条の削除は、1号認定子どもに係る施設型給付費の額が当分の間の措置として、子ども子育て支援法の規定により読替規定となっていますが、幼児教育・保育の無償化により1号認定子どもに係る医療負担額は一律ゼロとなることに伴い、利用者の負担額を支払うべき保護者の範囲から1号認定子どもに係る保護者が除かれることにより、この規定が不用となるため、削除となります。

戻って11ページ、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、地域型保育事業は卒園後の3歳児の受皿である連携施設を確保し、少なくとも認可できるとあるが、その後も事業所が子どもを見るのか、受皿がない子どもたちはどうなるのかとの質疑に、須恵町においては待機児童がいる状況で施設の確保はできないが、空いている施設がある市町村はそこの連携ができるとの趣旨であると答弁がありました。

3歳未満の3号認定子どもについて無償化するとしたら、予算はどれぐらいだと試算しているかとの質疑に、町単独で無償化の考えはなく、試算していないとの答弁がありました。

討論として、2号認定子どもたちの副食費、3号認定の幼児教育・保育も無償化すべきであり、反対するとの討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

幼児教育・保育の無償化であれば、当然、3号認定、ゼロから2歳児も無償にすべきであります。しかし、除外をされております。町で無償にするべき条例にするべきだと思います。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第78号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第78号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第79号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第79号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第79号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

5ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の主な改正は、家庭的保育事業者の連携施設の確保の緩和等について改正となっております。

6ページ、第6条では、家庭的保育事業者は、連携施設の確保して利用乳幼児を受入れ、教育、保育を提供しなければならないとの規定としておりますが、町が必要な措置を講じる場合及び連携施設の確保が困難な場合に確保することを不要とする内容で、第6条に2項を加える改正です。

11ページ、小規模保育事業者の基準についての改正になります。

第28条では、施設の設備基準を示しており、建築基準法施行令の改正により施設及び設備の

表中が改められます。4階以上の階のものを避難用階段がある建築基準法法令などの基準を満たす内容に変更される改正となります。

13ページ、第29条では、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準省令の改正で、保育士とみなす職種に准看護師が来られたための改正です。

15ページ、第43条から事業所内保育事業の改正になります。

次のページの表ですが、小規模保育事業と同様の改正で表中の建築基準法施行令の基準改正による改正と、18ページの第44条で、保育士の職種の追加で准看護師を追加する改正。そして、連携施設を確保しないことができる規定が第45条で追加された内容となります。

4ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第79号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第79号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11. 議案第80号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第80号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第80号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の主な改正は、放課後児童支援員の研修受講の猶予期間を延長することができるようになったための改正となっています。

第10条で放課後児童支援員の資格について規定しており、第3項の追加で、指定都市及び中核市の町も認定資格研修が実施できるようになり、講習の機会を、拡大を図ることを目的とした改正となります。

また、第5条で、厚生労働省の改正により専門職大学の創設に伴った専門職大学の前期課程を修了した者を支援員とすることができるように改正されています。

4ページ、附則第3条では、支援員の資格について緩和措置として、平成32年3月1日までの研修終了予定者について猶予していましたが、支援確保の困難さから、さらに3年間延長することができるようになったため、令和5年3月31日までに改めます。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第3条第1項の規定は、令和2年3月31日から適用するとしています。

質疑として、現時点での対象指導員で基準を満たしていない人はいるのかとの質疑に、福岡県の研修会に出席するように促しているが、まだ行かれた人はいない。すいません、まだ行かれていない人はいる。ただし、基準省令の支援単位、各ビスケツトクラブごとに放課後児童支援員2人以上置くことは満たしているとの答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第80号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第80号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第81号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、保育の実施基準を定めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正は、保育の実施基準と保育料の規定を削除する改正になります。

本条例は、保育の実施に関し必要事項を定めとなっておりますので、第2条に実施基準を追加します。

また、町立保育所の保育料は公の施設の使用料として町が徴収し、私立認可保育所につきましては、子ども子育て支援法を直接の根拠として徴収することができます。そのため、この条例に保育料の徴収根拠が必要ないことから、第4条から第7条までを削除するものです。

4ページ、第5条では引用先の修正を行っています。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、幼児教育の保育料無償化であれば、当然、3号認定、ゼロから2歳児も無償にすべき。しかし、除外をされております。町で無償にすべき条例として、「分からんか」と発言する声あり）無償にすべき条例にすべきです。よって、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） いや、もう説明しても一緒だから、もうここで、堪えて下さい。はい。

（「分からんとかないやろう」と発言する声あり）これは、質疑でなく討論でございますので、これにて討論を終結します。よって、議案第81号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第81号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第81号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第82号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第82号須恵町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第82号須恵町保育所条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町立保育所における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、町立保育所における保育料及び延長保育料を定める内容となります。

第4条で保育料の規定を追加し、町立保育所の保育料は公の施設の使用料として町が徴収するとしております。そのため、この条例で保育料を定める必要がありますので追加しております。

議案第81号の保育料について削除した内容を本条で規定し、また、延長保育につきましては、子ども子育て支援法の改正があります。幼児教育・保育無償化の対象となっておりませんので、条例で規定する必要が生じたので、第5条で延長保育料の規定を追加します。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町保育所条例の規定は令和元年10月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第82号、賛成討論いたします。

○議長（松山 力弥） ちょっと待ってください。

○議員（7番 児玉 求） 須恵町保育所条例の一部を改正する条例……。

○議長（松山 力弥） ちょっと、賛成討論は結構です。反対討論があった場合、賛成討論をお願いします。これ皆さん、賛成多数で賛成なんで賛成討論は要りません。討論というのは、皆さんが私のこれに賛成がいること。賛成、あなたは賛成多数、さっき、委員長、ちょっと、ちょっと待ってください。いや、止めて。止めて。

○議長（松山 力弥） ——討論なしと認めさせていただきます。よって、議案第82号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第82号須恵町保育所条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第83号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第83号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第83号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町立認定こども園における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正は、町立認定こども園における保育料及び延長保育料の規定を定める改正となります。

第5条で現条例で保育料の納付について規定しておりますが、保育料の納付は内閣総理大臣が定める基準による算定した額を納付することになっております。その基準に従い、規則で保育料を定めていますので、規則を参照する内容に改めます。

第6条で保育料の減免規定を削除し、延長保育料の規定を改めます。延長保育料は無償化の対象ではないため、保育必要料の認定区分によって保育時間が違うため、実施時間に応じて料金を徴収します。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町立認定こども園条例の規定は令和元年10月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第83号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第83号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第83号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第84号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第84号須恵町立幼稚園保育料等の徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第84号須恵町立幼稚園保育料、すいません、須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、須恵町立幼稚園における保育料を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正につきましては、幼児教育・保育の無償化による保育料及び延長保育料についての改正となります。

第2条の定義では、子ども子育て支援法における用語の整理に伴う形式的な改正で、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めます。

第3条の保育料は、保育料の納付は、内閣総理大臣が定める基準による算定した額が納付することとしていますが、その基準に従い、規則で保育料を定めていますので、規則を参照する内容に改めます。第2項で保育料の額の算定について規定します。

第4条で、延長保育料を規定します。延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象ではないため、条例で定めます。

第5条から第8条までは保育料の納入に関する規定となっておりますが、幼児教育・保育無償化により幼稚園につきましては、保育料が一律ゼロとなるため削除します。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の須恵町立幼稚園保育料等の徴収条例の規定は、令和元年10月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第84号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第84号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第84号須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第85号

日程第17. 議案第86号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第85号及び日程第17、議案第86号工事請負契約の変更について、以上2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） お疲れさまです。文教厚生委員長が大変お疲れのようで、（笑声）御苦労さまでした。

それでは、議案第85号及び議案第86号の工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

まず、議案第85号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵第一小学校トイレ整備工事。

変更箇所は、条件の工期になります。変更前、契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までのを、変更後、契約の効力が生じた日から令和2年10月30日までに30日間延長するものです。

工期延長につきましては、体育館裏の北校舎のトイレ改修分です。北校舎は他の校舎と異なり、各階に1か所ずつのトイレ設置しかありません。1階から3階を同時改修すると、児童がトイレを利用できなくなり、別校舎のトイレを利用するしかなく大変不便となるため、各階ごとの工期

とすることで工事期間内の終了が困難となり、工期を延長するものです。

契約方法、請負金、請負者、契約保証の方法に変更はありません。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

続きまして、議案第86号の工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵中学校トイレ整備工事。

変更箇所につきましては、請負金で、変更前、9,124万5,000円を、変更後9,258万2,600円に変更するものです。これは、町立図書館側の校舎のトイレ改修中に天井を撤去したところ、コンクリート内の鉄筋がむき出しになっており、露出した鉄筋のさびが著しく、コンクリート片の落下の危険性があるため左官工事を増工するもので、そのため、差額133万7,600円を追加するものでございます。タブレットには、この鉄筋がむき出しになった写真が届いておるとおいますので、よろしかったら御参照ください。

契約方法、請負者、契約保証の方法、条件に変更はありません。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより、2議案について質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第85号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第85号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第85号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第85号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第86号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第86号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第86号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第89号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第89号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）

を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○**予算審査特別委員長（今村 桂子）** 議案第89号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,109万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億7,504万2,000円とする。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

予算審査特別委員会は議員全員での審査のため、詳細につきましては省略をいたします。

質疑として、事業継続支援事業の正社員雇用促進給付金の収支についての質疑では、ホームページ、広報に加え、商工会や企業クラブなどに依頼して周知を図るとの答弁でした。

家賃支援給付金申請サポート業務委託料の企業支援についての質疑では、国の家賃支援策の申請代行を行うサポート事業で、SUENOBA（スエノバ）と商工会が連携して行うとの答弁でした。

新型コロナウイルス対策事業の災害避難所用備蓄倉庫購入についての質疑では、飛沫防止の段ボール間仕切りの収納や、今後、購入する避難所で使用する備品などを備蓄するための倉庫の購入ですとの答弁でした。

コメリとの協定をしておき、在庫を持たない方針ではとの質疑では、過去の災害において、すぐに手に入らない品などがあつたため備蓄が必要であり、今後、協定内容の見直しや備蓄品の洗い出し、非常食の確保などと検討を行うとの答弁でした。

新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金9,689万円と歳出の新型コロナウイルス感染症対策費補正額4,359万円との差額についての質疑では、2款1項の新型コロナウイルス感染症対策費と9款1項の災害対策費と10款1項の小中学校ネットワーク整備関連の3つに分かれて充当されているとの答弁でした。

不動産売払収入の売払いの基準、道路の一部が家に入り込んでいるものの整備についての質疑では、家の新築や開発に伴う道路残地などの町有地の一部を取り入れたいとの申請があつたものなどについて払下げを行っている。道路の一部が家に入り込んでいるものについては把握をしているとの答弁でした。

コミュニティバス、小型コミュニティバス購入の台数の質疑では、ポンチョ1台の追加と10人乗りくらいの1台くらいを計画しているとの答弁でした。

社会福祉協議会返納金、シルバー人材センター補助金返納金についての質疑では、令和元年度後半にできなかった事業の補助金と委託事業の返納金ですとの答弁がありました。

以上、採決の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第89号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第89号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第89号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第89号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第5号）号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第19、発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 議案書の1ページをお願いします。

発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についてでございます。

この意見書について、須恵町議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的、社会的影響をもたらし、地方自治体は喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染対策にも迫られ、今後の財政はかつてない厳しい状況になることが予想されることに伴い、国に対し意見書を提出し、地方税財源の確保を強く要望するものです。

2ページに意見書の内容を示しており、大きく5項目について要望するものです。詳細については全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

また、3ページに意見書の送付先を示しております。

以上、よろしく願います。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第1号新型コロナウイルス感染症の影

響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画構成について、総務建設産業委員会より税務課の事務について、文教厚生委員会より久我記念館の運営状況について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、9月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、午後1時より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和2年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時47分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 1 1 番 田 ノ 上 真

署名議員 1 2 番 田 原 重 美